

第2期 八潮市

子ども・子育て 支援事業計画

《令和2年度～令和6年度》



子どもも 親も 輝けるまち
やしお



ハッピーこまちゃん®



令和2年3月

八潮市



はじめに

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てを取り巻く地域や家庭環境が大きく変化する中で、共働き世帯は増加し、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、教育・保育や地域における子育て支援などへのニーズが多様化しています。



このことから、本市では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、保育所等の整備や地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業などについて、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちの健やかな成長や、その親が安心して子育てできる環境づくりを目指して、行政と地域社会全体で推進してまいりました。

今回、この事業計画の計画期間が終了となることから、これまで本市において推進してきた子育て支援の更なる充実を図るとともに、「子ども・子育て支援法」の改正により令和元年10月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」についての取組みも推進していくため、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画におきましては、引き続き「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念に掲げ、子育てを社会的に支援する体制を推進し、多様な保育需要を考慮した保育内容や地域における子育て支援事業の充実に努めるなど、安全・安心でいきいきと子育てができる環境づくりを更に進め、「住みやすさナンバー1のまち」への第二章として、「ひと・暮らし・まちが、健やかで、元気な先端「健康」都市・八潮」を市民の皆様とともに築いてまいります。

最後に、今回の計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「八潮市子ども・子育て支援審議会」の皆様をはじめ「八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などにご協力をいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

八潮市長 大山 忍

も く じ

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の背景.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定.....	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	9
1 人口動態と子ども世帯.....	9
2 少子化の動向.....	12
3 保育環境・教育環境の状況.....	21
4 子育て支援事業の提供体制.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 計画の基本理念.....	25
2 制度の全体像.....	28
3 制度の事業体系.....	29
4 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の推計.....	36
5 教育・保育の提供区域.....	37
6 計画期間における児童人口推計.....	38
7 子ども・子育て支援の取組み体系図.....	41

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援の取組み.....	45
1 地域における教育・保育及び子ども・子育て支援事業の充実.....	45
2 地域における保育サービスの推進.....	71
3 子どもが主役の環境づくり.....	74
4 保護者の子育てを支援する環境づくり.....	82
5 社会全体で子育てを支援する環境づくり.....	86
6 子どもの安全・安心を見守る環境づくり.....	88

第2章 計画の推進体制.....	91
1 計画の推進.....	91
2 計画の進行管理.....	91
資料編.....	95
1 子ども・子育て支援法の抜粋.....	95
2 用語解説.....	99
3 八潮市子ども・子育て支援審議会.....	105
4 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部.....	110
5 第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画検討専門部会.....	113
6 第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画策定経緯.....	115

第 1 部 総論

だい しょう けいかくさくてい あ 第1章 計画策定に当たって

1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

現在、出生率の低下に伴い、少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされ、首都圏などでは待機児童対策や子育てと仕事が両立できる環境の整備充実が求められています。

こうしたことから、本市においても安心して子どもを産み育てられるまちを目指し、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指した取組みを推進してきたところです。

このような状況の中、本計画において実施してきた取組みを更に推進するため、令和2年度から6年度までを計画期間とする「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



2 けいかく かいけい 計画の背景

国では、“我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環”として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるとし、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日から施行されました。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める「放課後子ども総合プラン」についても「新・放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施等が示されています。

また、新・放課後子ども総合プラン、子ども・子育て関連施策の動向、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本指針の改正と合わせて、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」が改正されました。

さらに、待機児童の解消等を目的として6つの支援パッケージからなる「子育て安心プラン」も示されています。

八潮市においては、これらの国の動向を踏まえて、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、待機児童数「0」を目指して、保育ニーズに合った整備量を確保してきたところです。

【国が示した「子育て安心プラン」6つのパッケージ】

- ・ 保育の受け皿の拡大
- ・ 保育の受け皿拡大を支える「保育人材の確保」
- ・ 保護者への「寄り添う支援」の普及促進
- ・ 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」
- ・ 持続可能な保育制度の確立
- ・ 保育と連携した「働き方改革」

3 けいかく いち 計画の位置づけ

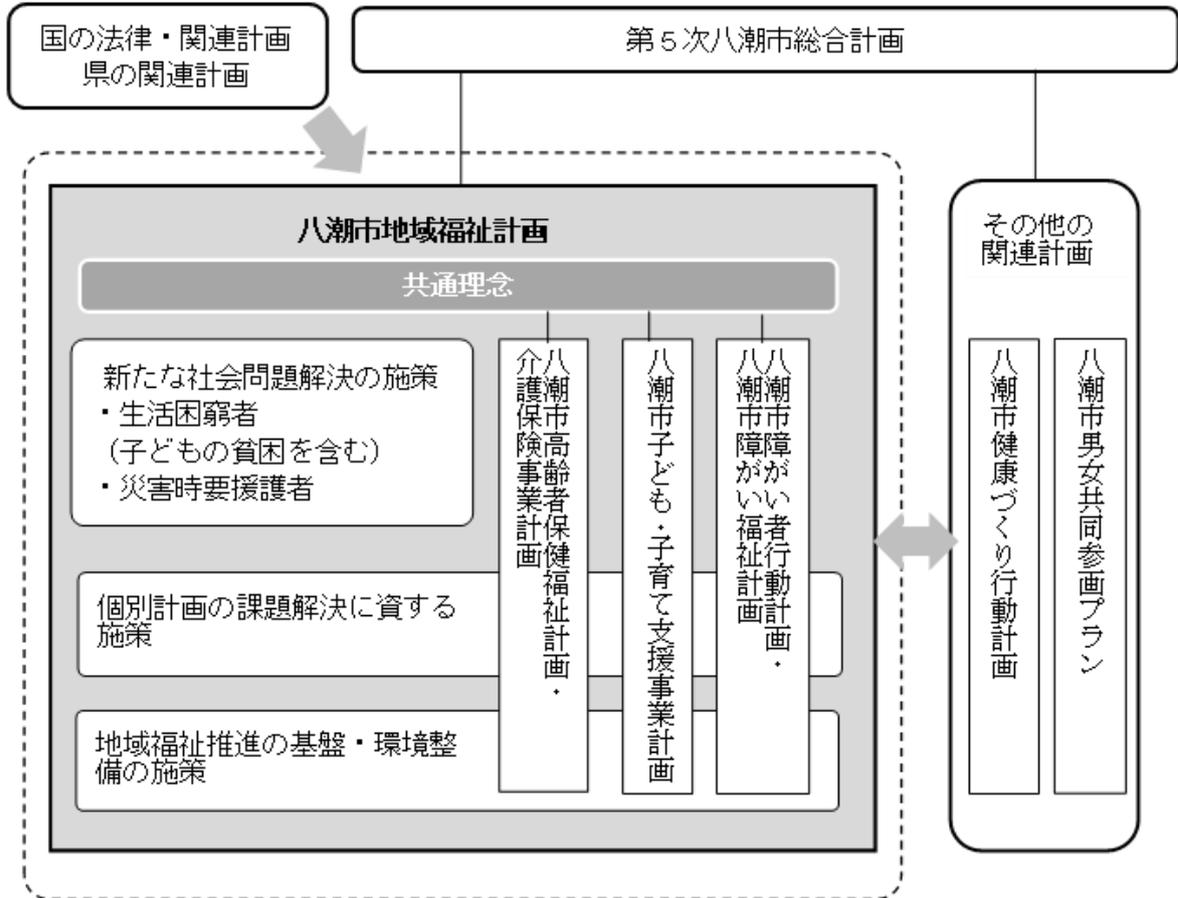
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっては、国及び県が策定した関連計画や、市が策定した上位計画である第5次八潮市総合計画、八潮市地域福祉計画及び関連計画である八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画、八潮市男女共同参画プラン、八潮市健康づくり行動計画や、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画、子どもの権利条約が定める子どもの人権の尊重と子どもの最善な利益を考慮して策定しました。

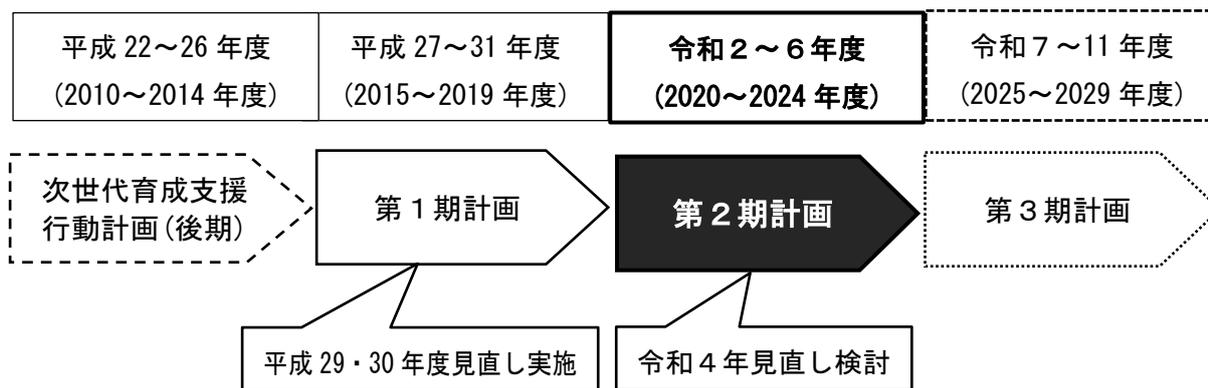
図表 1-1-1 計画の位置づけ図



4 けいかく きかん 計画の期間

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。必要により、中間年の令和4年度に見直しの検討を行います。

図表 1-1-2 計画の期間



●関連計画の計画期間

計画年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第5次八潮市総合計画		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
第2期八潮市地域福祉計画			→	→	→	→	→				
第6次八潮市障がい者行動計画 第5期八潮市障がい福祉計画				→	→	→					
第7期八潮市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画				→	→	→					
第2次八潮市健康づくり行動計画	H26	→	→	→	→	→	→	→	→		
第4次八潮市男女共同参画プラン		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画						→	→	→	→	→	→

5 けいかく さくてい 計画の策定

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、八潮市では就学前児童、小学校児童をもつ保護者3,000人に対し子育てに関わるニーズを把握するために、平成31年3月から4月にかけてニーズ調査を実施しました。

(2) 八潮市子ども・子育て支援審議会の設置

八潮市では、本計画の内容を審議するため、八潮市子ども・子育て支援審議会を設置し、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する従事者、公募による市民などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指しました。

(3) パブリックコメントの実施

「八潮市パブリックコメント制度」に基づき、令和元年11月から12月にかけて計画策定に当たっての意見及び情報を広く市民から募集しました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

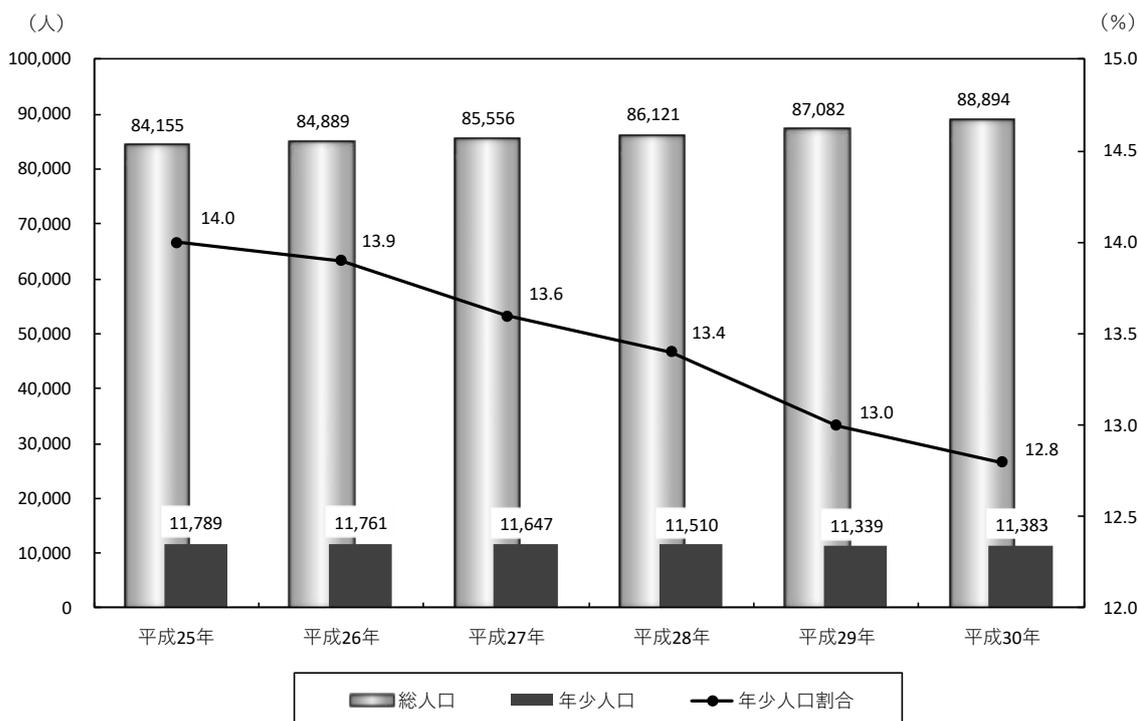
八潮市の総人口は、平成30年が88,894人で、平成25年から4,739人増加し、増加傾向で推移しています。

一方、年少人口（15歳未満）は、平成30年が11,383人で平成25年から、406人減少し、減少傾向で推移しています。年少人口割合は、平成30年が12.8%で、平成25年より1.2ポイント減少し、減少傾向で推移しています。

図表 1-2-1 総人口と年少人口の推移 単位：人、%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	84,155	84,889	85,556	86,121	87,082	88,894
年少人口 (15歳未満)	11,789	11,761	11,647	11,510	11,339	11,383
年少人口割合	14.0	13.9	13.6	13.4	13.0	12.8

資料：埼玉県年齢3区分人口（各年1月1日現在）



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成25年から増加傾向で推移し、平成30年1月1日現在、40,841世帯で平成25年から5,239世帯の増加となっています。

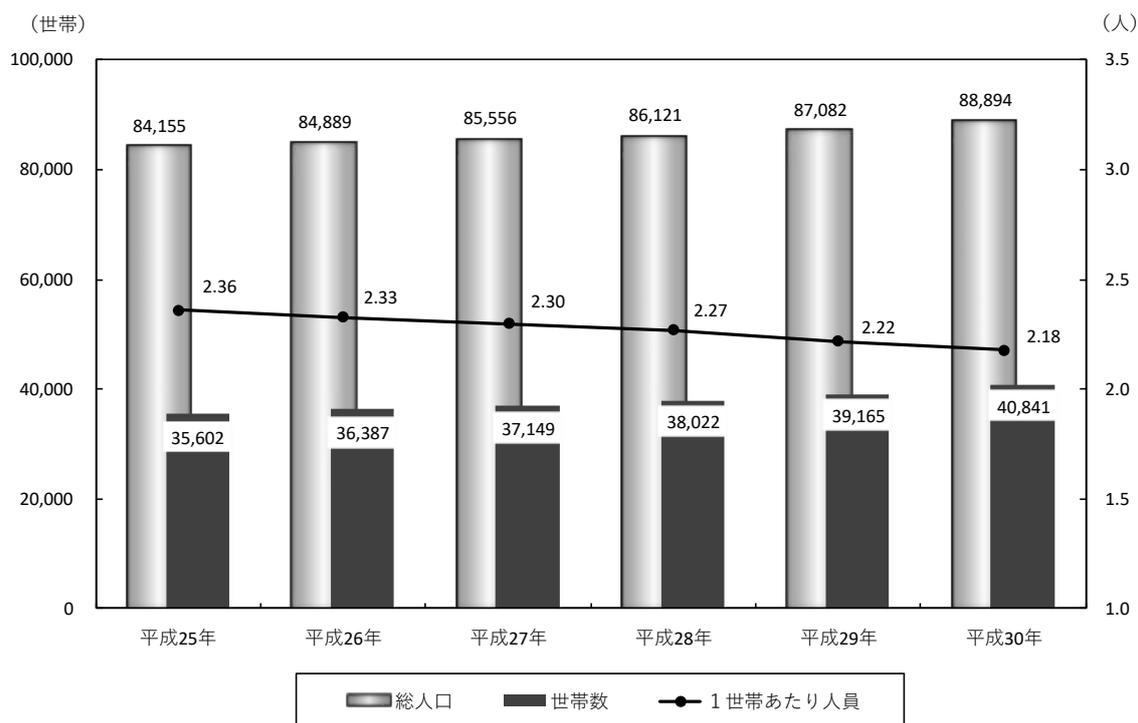
一方、1世帯あたり的人员は減少傾向で推移しており、平成30年1月現在の1世帯あたり的人员は2.18人で核家族化が進行していることがうかがえます。

図表 1-2-2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	84,155	84,889	85,556	86,121	87,082	88,894
世帯数	35,602	36,387	37,149	38,022	39,165	40,841
1世帯あたり人員	2.36	2.33	2.30	2.27	2.22	2.18

資料：埼玉県第1表 市区町村別一町(丁)字別世帯数及び男女別人口（各年1月1日現在）



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯数をみると、平成27年時点の核家族世帯(19,945世帯)は、総世帯数(34,102世帯)の58.5%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の51.8%が「夫婦と子ども」の世帯、16.0%が「ひとり親世帯(男親と子ども、女親と子ども)」となっています。

図表 1-2-3 世帯の家族類型の推移

単位：人

	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成27年	
						6歳未満親族のいる世帯(再掲)	18歳未満親族のいる世帯(再掲)
総数	24,556	25,895	27,281	32,411	34,102	3,361	7,649
A 親族世帯	19,472	20,013	20,473	22,583	22,350	3,327	7,561
I 核家族世帯	16,674	17,215	17,578	19,813	19,945	3,002	6,834
(1) 夫婦のみ	3,311	4,215	4,940	6,123	6,407	-	-
(2) 夫婦と子ども	11,639	10,955	10,214	10,730	10,337	2,844	6,047
(3) 男親と子ども	451	450	517	624	641	12	113
(4) 女親と子ども	1,273	1,595	1,907	2,336	2,560	146	674
II その他の親族世帯	2,798	2,798	2,895	2,770	2,405	325	727
(5) 夫婦と両親	97	86	119	102	102	-	-
(6) 夫婦とひとり親	189	240	249	269	247	-	-
(7) 夫婦、子どもと両親	647	604	527	446	311	68	213
(8) 夫婦、子どもとひとり親	1,012	954	925	849	649	111	54
(9) 夫婦と他の親(親、子どもを含まない)	49	56	62	73	97	3	13
(10) 夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)	157	196	289	284	291	66	201
(11) 夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)	66	64	81	74	49	5	4
(12) 夫婦、子ども、親と他の親族	285	239	201	172	109	43	81
(13) 兄弟姉妹のみ	130	143	161	175	180	-	2
(14) 他に分類されない親族世帯	166	216	281	326	370	29	159
B 非親族世帯	91	163	197	406	579	34	61
C 単独世帯	4,993	5,719	6,611	9,422	11,173	-	27

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 しょうしか どうこう
少子化の動向

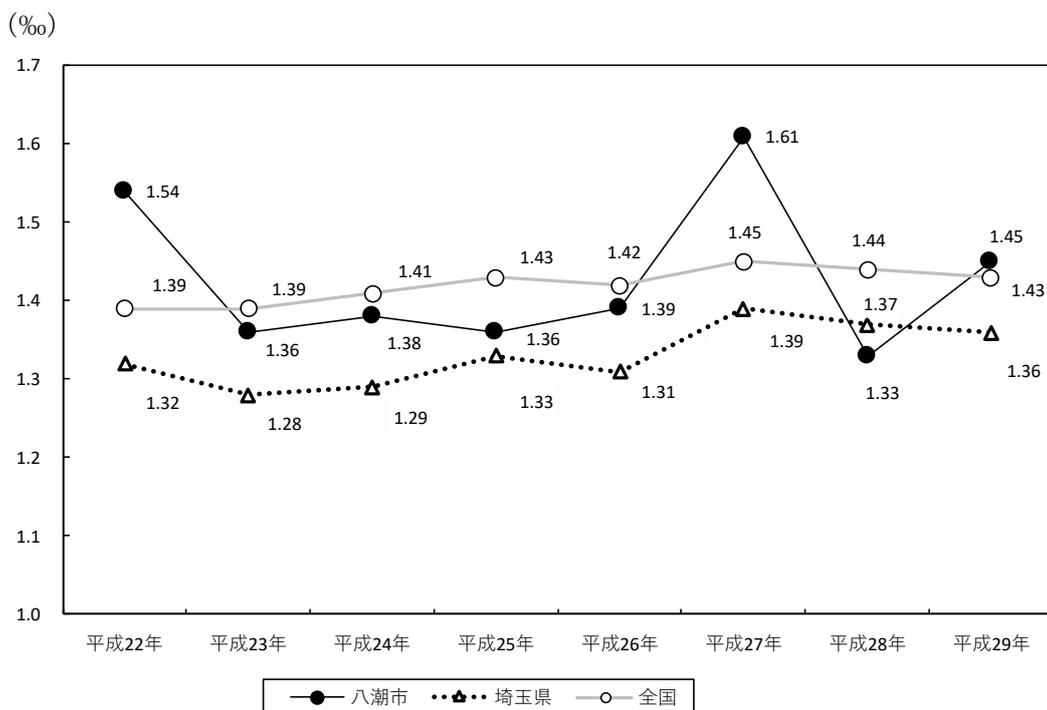
(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成22年には1.54まで上昇しましたが、その後増減を繰り返し、平成27年には1.61となり、全国及び県を上回りました。平成28年には1.33と減少し、全国及び県を下回りましたが平成29年には1.45となり再び全国及び県を上回りました。

図表 1-2-4 合計特殊出生率の推移 単位:‰(パーミル、千分率)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
八潮市	1.54	1.36	1.38	1.36	1.39	1.61	1.33	1.45
埼玉県	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：埼玉県保健統計年報



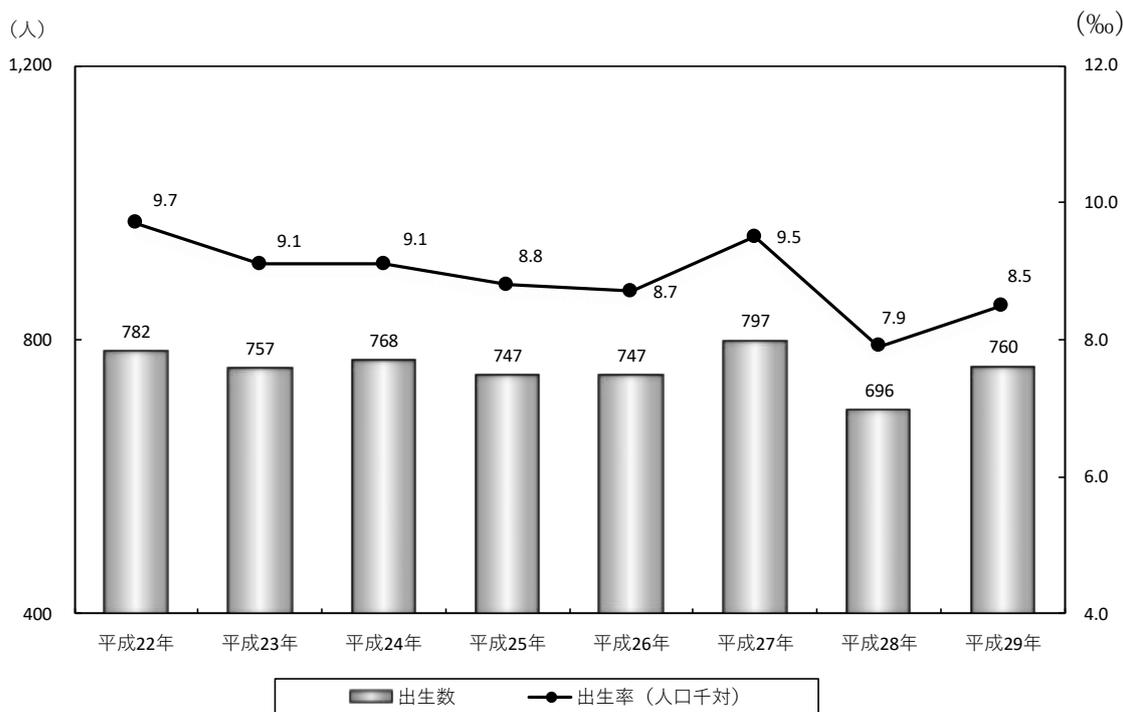
(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成22年の782人から、平成29年には760人と22人減少しています。出生率（人口千人あたり）は平成22年が9.7‰（パーミル）でしたが、平成29年は、8.5‰と減少しています。

図表 1-2-5 出生数、出生率の推移 単位：人、‰（パーミル、千分率）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	782	757	768	747	747	797	696	760
出生率	9.7	9.1	9.1	8.8	8.7	9.5	7.9	8.5

資料：埼玉県保健統計年報



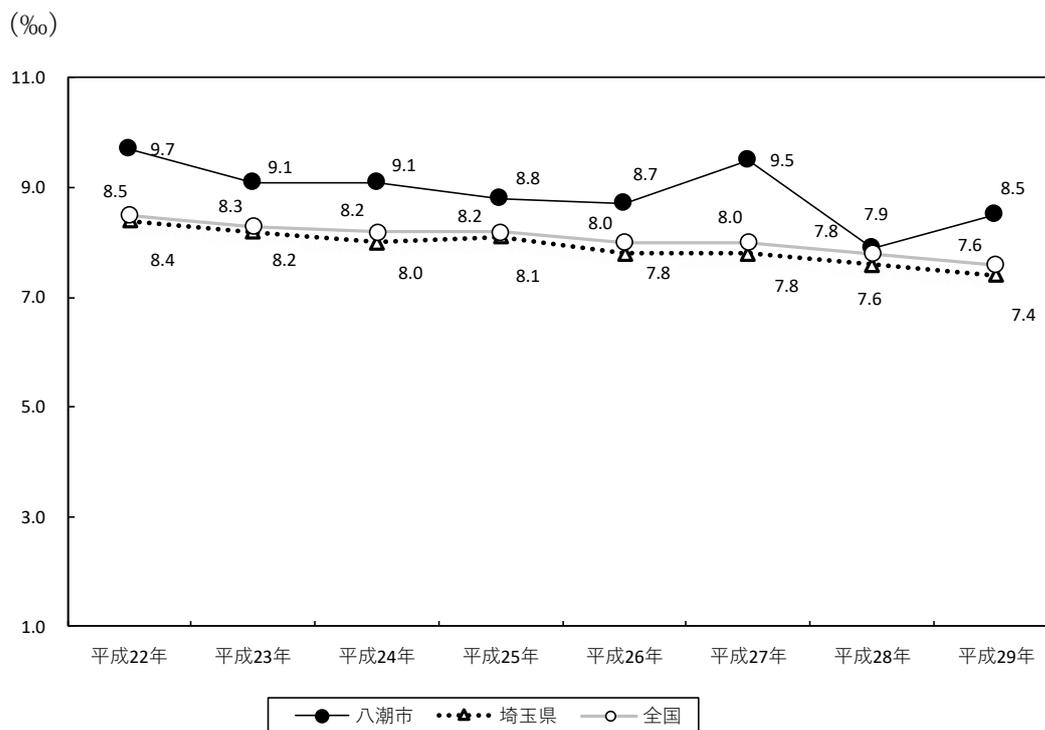
(3) 出生率の推移の比較

出生率（人口千人あたり）の推移を全国、県と比較すると、平成22年以降、国及び県を上回って推移しています。

図表 1-2-6 出生率の推移の比較 単位：‰（パーミル、千分率）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
八潮市	9.7	9.1	9.1	8.8	8.7	9.5	7.9	8.5
埼玉県	8.4	8.2	8.0	8.1	7.8	7.8	7.6	7.4
全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：埼玉県保健統計年報



(4) 未婚率の推移と比較（男性）

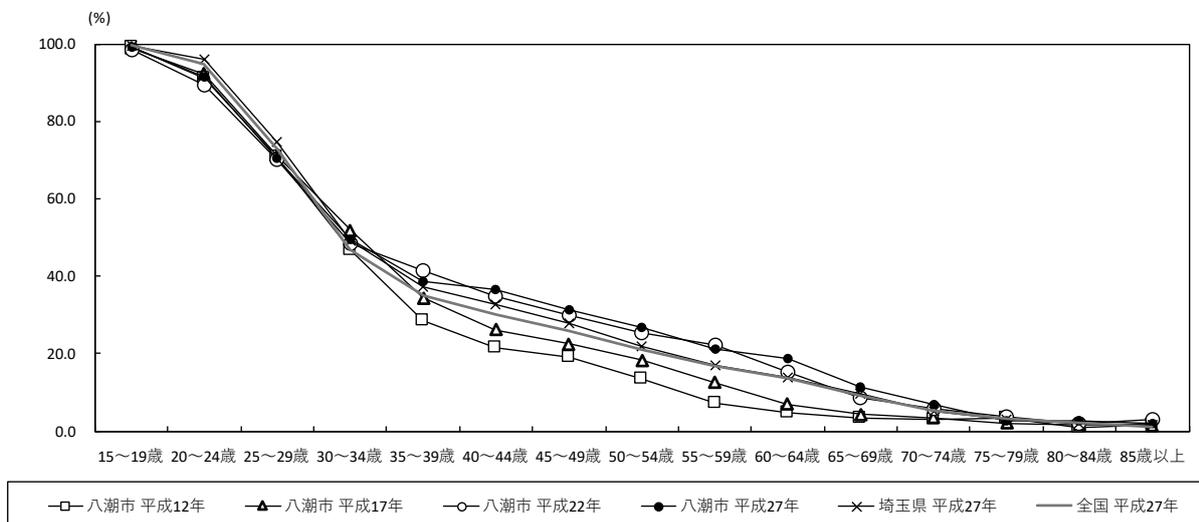
国勢調査によると平成27年時点の男性の未婚率は、25～29歳が70.4%、30～34歳が49.4%、35～39歳が38.6%となっています。40歳代では約3人に1人は未婚者となっています。

また35歳以上では各年代において県及び全国に比べると未婚率が高くなっています。

図表 1-2-7 未婚率の推移と比較（男性） 単位：%

	八潮市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.2	99.0	98.5	99.3	99.7	99.7
20～24歳	91.1	92.3	89.4	91.6	96.0	95.0
25～29歳	70.9	71.3	70.2	70.4	74.9	72.7
30～34歳	46.9	51.9	48.4	49.4	49.1	47.1
35～39歳	28.7	34.5	41.4	38.6	37.3	35.0
40～44歳	21.5	26.2	35.0	36.7	32.8	30.0
45～49歳	19.2	22.5	30.0	31.4	27.8	25.9
50～54歳	13.4	18.3	25.4	26.9	21.9	20.9
55～59歳	7.3	12.6	22.1	21.1	17.1	16.7
60～64歳	4.9	6.9	15.1	18.7	13.9	13.6
65～69歳	3.4	4.4	8.6	11.4	9.5	9.3
70～74歳	2.9	3.5	5.7	6.7	5.2	5.3
75～79歳	3.2	2.0	3.8	2.8	2.9	3.2
80～84歳	0.9	1.7	2.1	2.5	1.8	2.0
85歳以上	1.6	1.5	2.9	2.0	1.7	1.2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

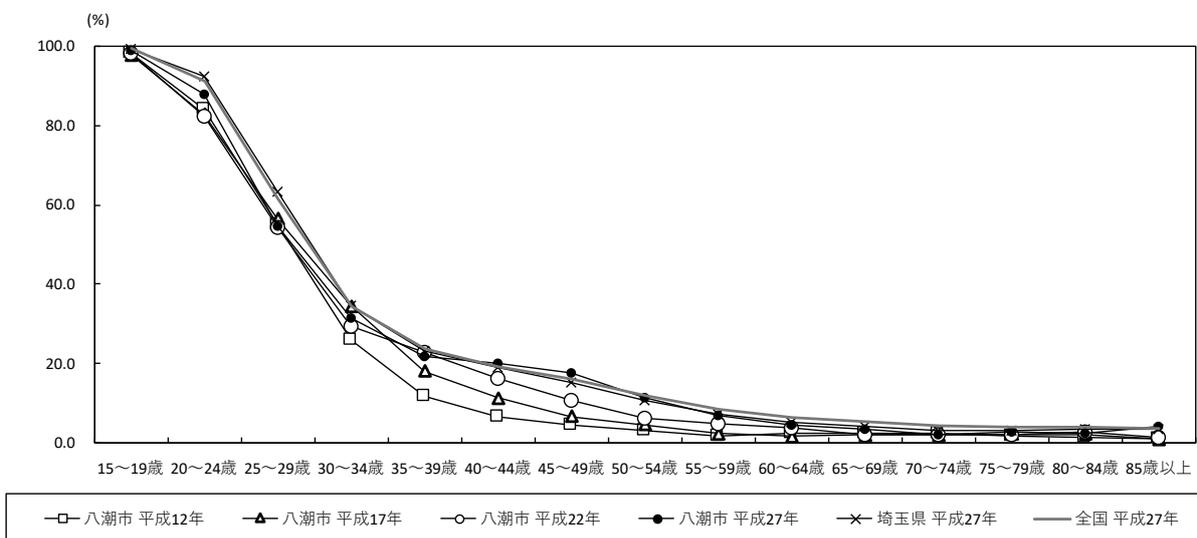
国勢調査によると平成27年時点の女性の未婚率は、25～29歳が54.7%、30～34歳が31.5%、35～39歳が21.7%となっています。40歳代では約5人に1人が未婚者となっています。

図表 1-2-8 未婚率の推移と比較（女性）

単位：%

	八潮市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	98.2	98.0	98.5	99.0	99.5	99.4
20～24歳	84.3	82.8	82.3	88.1	92.6	91.4
25～29歳	55.2	56.5	54.2	54.7	63.2	61.3
30～34歳	25.8	34.5	29.5	31.5	34.5	34.6
35～39歳	11.8	18.1	22.9	21.7	23.3	23.7
40～44歳	6.4	11.3	16.4	20.1	19.1	19.3
45～49歳	4.6	6.7	10.6	17.6	15.3	16.1
50～54歳	3.0	4.5	6.2	11.3	10.7	12.0
55～59歳	1.7	2.3	4.7	7.0	7.1	8.3
60～64歳	2.5	1.6	3.7	4.6	5.1	6.2
65～69歳	2.4	1.9	2.2	3.3	4.0	5.3
70～74歳	2.5	2.0	2.0	2.0	3.1	4.3
75～79歳	1.6	2.2	2.2	2.8	3.0	3.9
80～84歳	1.3	2.1	2.7	2.4	3.4	3.9
85歳以上	1.0	0.9	1.5	4.1	3.4	3.6

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

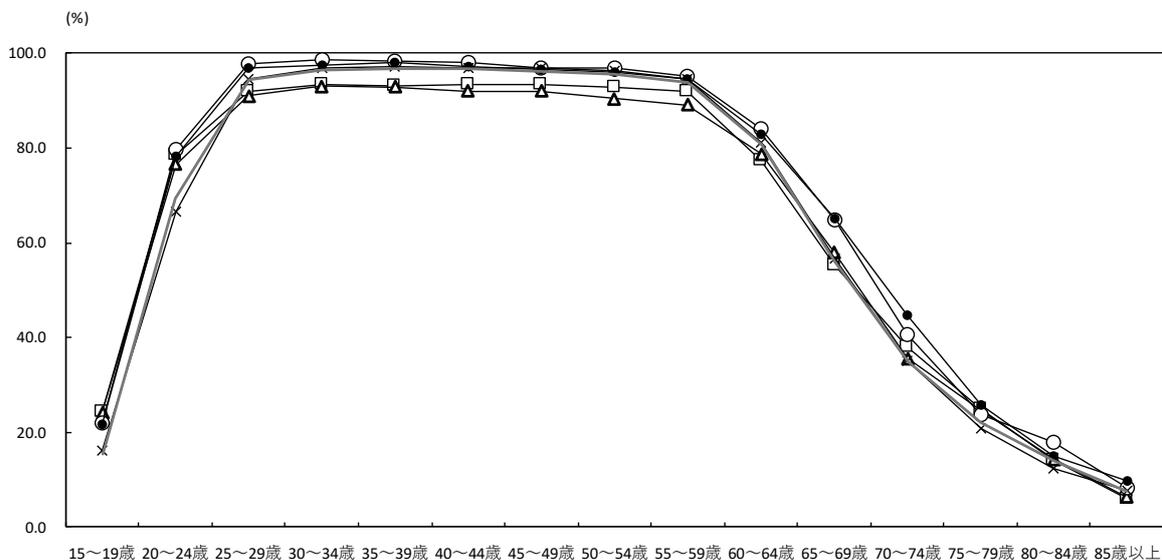
国勢調査によると、平成27年時点の男性の労働力率は、25～59歳では90%以上で、県及び全国とほぼ同水準となっています。平成12年時点と比較してもおおむね各年齢層で労働率が高くなっています。

図表 1-2-9 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：%

	八潮市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	24.2	24.2	22.0	21.7	16.2	15.4
20～24歳	78.5	76.6	79.7	78.2	66.7	69.3
25～29歳	92.0	91.1	97.8	97.0	94.6	94.5
30～34歳	93.5	93.1	98.6	97.4	96.8	96.6
35～39歳	93.2	93.0	98.5	98.1	97.1	96.9
40～44歳	93.5	92.0	98.1	97.3	97.0	96.7
45～49歳	93.3	92.1	97.0	96.7	96.8	96.1
50～54歳	92.9	90.5	96.9	96.2	96.3	95.7
55～59歳	92.1	89.1	95.3	94.7	94.7	94.0
60～64歳	77.5	78.8	84.2	82.8	81.3	80.8
65～69歳	55.3	57.9	65.0	65.1	56.7	56.4
70～74歳	38.0	35.7	40.7	44.8	35.1	35.1
75～79歳	24.9	24.7	23.7	25.8	20.8	22.2
80～84歳	14.0	14.3	18.0	15.1	12.4	14.0
85歳以上	6.0	6.4	8.2	9.7	7.7	7.7

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



—□— 八潮市 平成12年 —▲— 八潮市 平成17年 —○— 八潮市 平成22年 —●— 八潮市 平成27年 —×— 埼玉県 平成27年 — 全国 平成27年

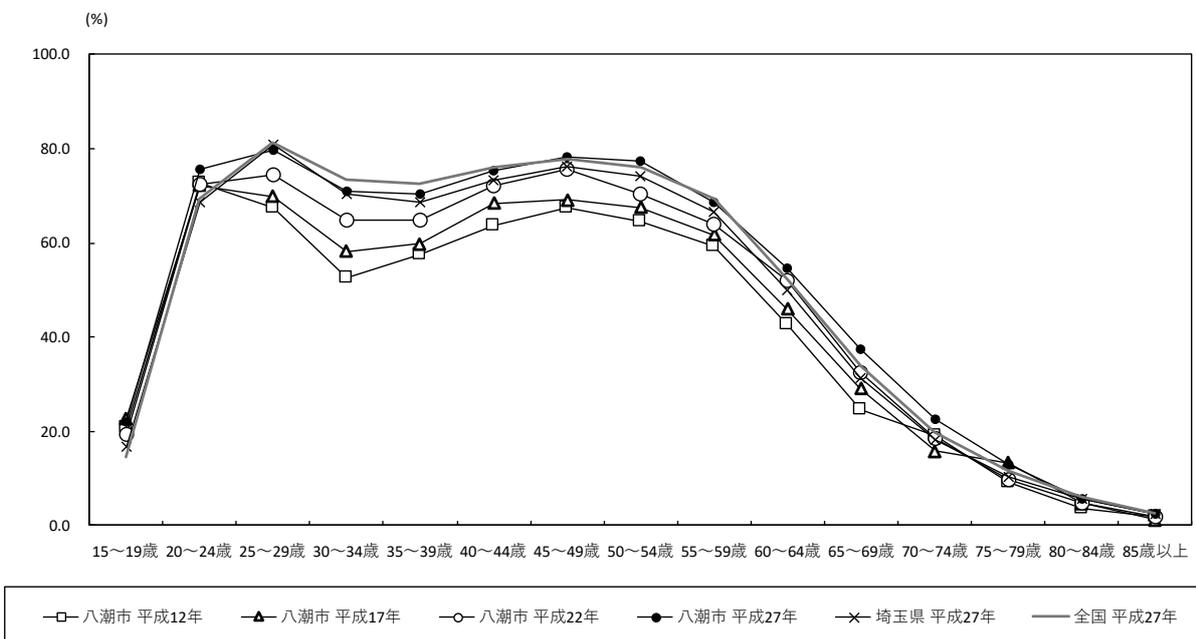
(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成27年時点の女性の労働力率は、20～24歳では、埼玉県平均、全国平均より高くなっています。25～29歳では、埼玉県平均及び全国平均より低くなっています。30～39歳では、埼玉県平均より高くなっていますが、全国平均より低くなっています。

図表 1-2-10 年齢別労働力率の推移と比較（女性） 単位：%

	八潮市				埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	20.7	22.8	19.4	21.9	16.7	14.7
20～24歳	72.6	72.3	72.4	75.7	68.8	69.5
25～29歳	67.4	69.9	74.6	79.6	80.9	81.4
30～34歳	52.6	58.3	64.9	71.0	70.5	73.4
35～39歳	57.5	59.9	65.0	70.3	68.7	72.7
40～44歳	63.8	68.5	72.1	75.4	73.2	76.0
45～49歳	67.4	69.2	75.6	78.2	76.1	77.9
50～54歳	64.7	67.5	70.5	77.3	74.1	76.2
55～59歳	59.3	61.7	64.1	68.8	66.6	69.4
60～64歳	42.7	46.0	52.1	54.7	49.9	52.1
65～69歳	24.7	29.1	32.4	37.6	31.4	33.8
70～74歳	19.0	15.8	18.6	22.5	18.1	19.9
75～79歳	9.3	13.4	9.7	12.9	10.2	11.6
80～84歳	3.7	4.8	4.9	5.8	5.7	6.2
85歳以上	1.8	1.2	1.9	2.6	2.5	2.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(8) 母の年齢別出生数の推移

平成29年の母の年齢別出生数をみると、30～34歳の出生数が257件で最も多く、次いで25～29歳の211件となっています。

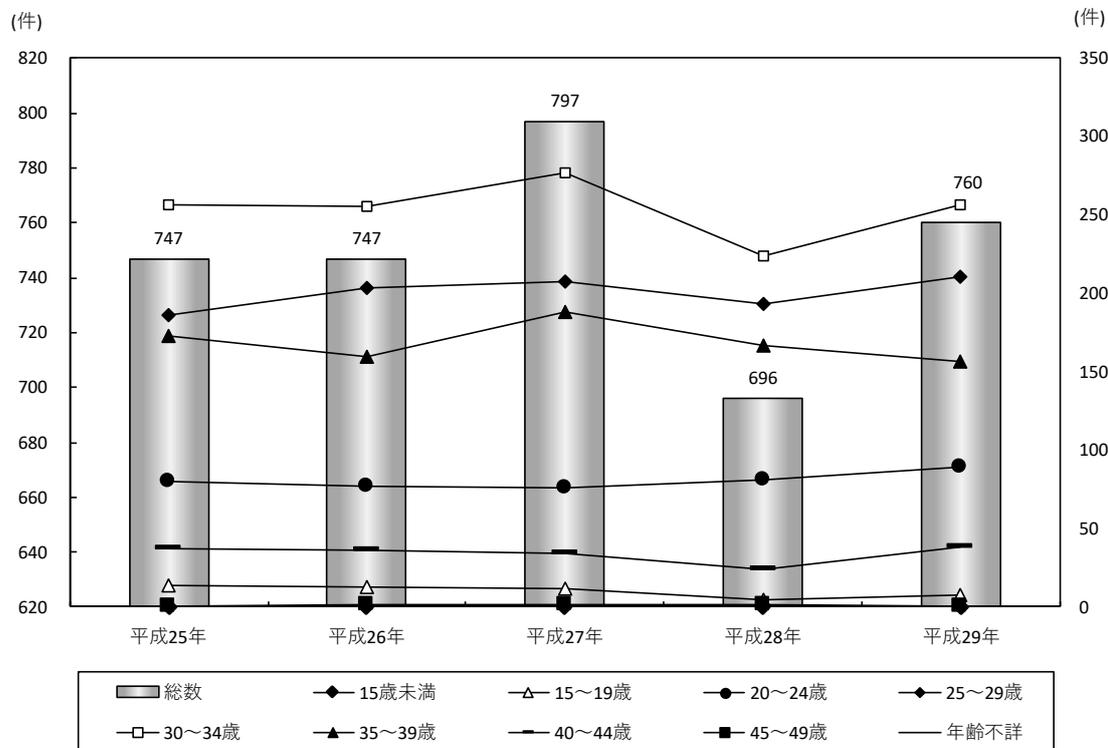
総数では、平成29年が760件で、平成28年より64件増加しています。

図表 1-2-11 母の年齢別出生数の推移と比較（女性）

単位：件

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	747	747	797	696	760
15歳未満	-	-	-	-	-
15～19歳	14	13	12	5	8
20～24歳	80	77	76	81	89
25～29歳	186	204	208	193	211
30～34歳	257	256	277	224	257
35～39歳	173	160	188	167	157
40～44歳	37	36	34	24	38
45～49歳	-	1	2	2	-
年齢不詳	-	-	-	-	-

資料：埼玉県保健統計年報



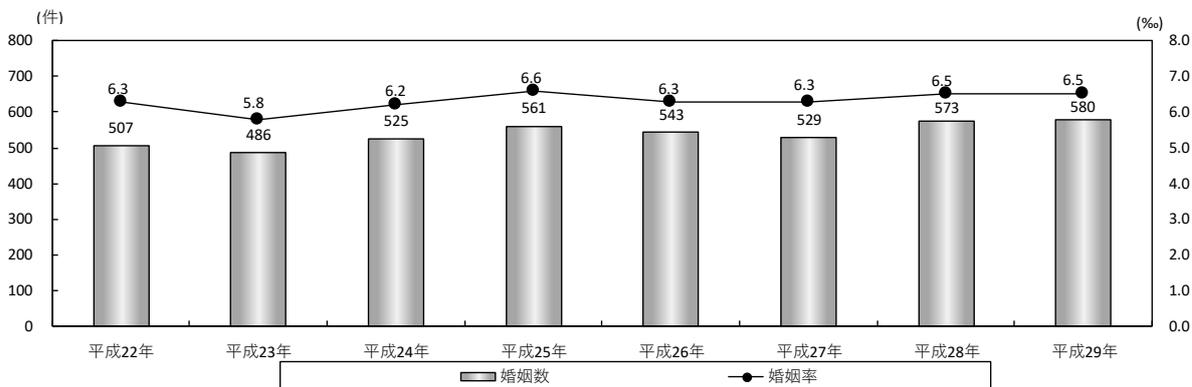
(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は、平成22年の507件から増減を繰り返して、平成25年時点では、561件、平成29年は580件で、近年では最も多くなっています。平成29年の婚姻率（人口千人あたり）は6.5‰（パーミル）となっています。

図表 1-2-12 婚姻数、婚姻率の推移 単位：件、‰（パーミル、千分率）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻数	507	486	525	561	543	529	573	580
婚姻率	6.3	5.8	6.2	6.6	6.3	6.3	6.5	6.5

資料：埼玉県保健統計年報



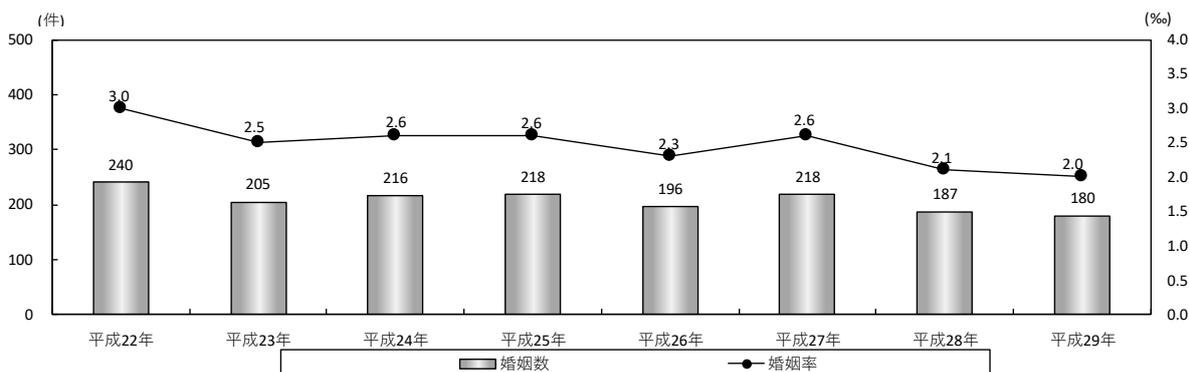
(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成22年の240件から増減を繰り返して、平成25年時点では、218件、平成29年は180件となっています。平成29年の離婚率（人口千人あたり）は2.0‰（パーミル）で減少傾向となっています。

図表 1-2-13 離婚数、離婚率の推移 単位：件、‰（パーミル、千分率）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
離婚数	240	205	216	218	196	218	187	180
離婚率	3.0	2.5	2.6	2.6	2.3	2.6	2.1	2.0

資料：埼玉県保健統計年報



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所等入所児童数

図表 1-2-14 保育所等入所児童数の推移 単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年	53	128	161	175	167	173	857
平成27年	57	141	183	169	187	165	902
平成28年	84	170	199	181	168	191	993
平成29年	92	182	230	187	186	178	1055
平成30年	109	226	248	229	192	192	1196

※ 認定こども園（2・3号）及び小規模保育事業所の入所児童数を含む

資料：保育課（各年4月1日）

図表 1-2-15 認定こども園入所児童数の推移 単位：人

	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳	1・2歳	
平成26年	-	-	-	-	-
平成27年	156	18	1	16	191
平成28年	119	34	3	17	173
平成29年	116	41	3	24	184
平成30年	108	42	3	24	177

資料：保育課（各年4月1日）

(2) 保育所待機児童数

図表 1-2-16 保育所待機児童数の推移 単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年	0	0	0	0	0	0	0
平成27年	10	20	3	0	0	0	33
平成28年	0	0	0	0	0	0	0
平成29年	0	16	0	0	0	0	16
平成30年	0	29	16	0	0	0	45

資料：保育課（各年4月1日）

(3) 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数

図表 1-2-17 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数の推移 単位：人

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
入園児童数（私立）	1,500	1,420	1,238	1,249	1,276	1,288
入園児童数（公立）	0	0	0	0	0	0

資料：教育総務課（各年5月1日）

(4) 学童保育所入所児童数

図表 1-2-18 学童保育所入所児童数の推移 単位：人

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
わかくさ 学童保育所	50	68	76	69	70	48
おおそね 学童保育所	41	42	45	64	66	-
やわた 学童保育所	61	60	53	39	45	39
やなぎのみや 学童保育所	44	34	34	35	34	33
おおぜ 学童保育所	64	56	77	82	80	80
だいばら 学童保育所	60	62	54	61	56	60
はちじょう 学童保育所	23	27	25	19	22	18
どんぐり 学童クラブ	54	57	62	62	67	68
ひまわり 学童クラブ	19	18	14	20	30	29
はちじょうきた 学童保育所	22	38	38	25	20	19
けやき 学童クラブ	-	-	-	-	-	80
ちくみ キッズクラブ	-	-	-	-	-	47
合計	438	462	478	476	490	521

資料：保育課（各年4月1日）

4 こそだ しえんじぎょう ていきょうたいせい 子育て支援事業の提供体制

(1) 子育て支援事業の提供体制

図表 1-2-19 子育て支援事業の提供体制（平成30年度）

子育て支援事業サービス事業名	施設数等	定員数（人）
1 幼児期の学校教育事業		
未移行幼稚園	5 施設	1,565
認定こども園	1 施設	150
2 幼児期の保育事業		
認可保育所	17 施設	1,155
認定こども園	1 施設	70
小規模保育事業所	6 施設	87
家庭的保育事業を行う場所	0 施設	0
居宅訪問型保育事業	0 事業	0
事業所内保育事業所	0 施設	0
企業主導型保育施設	1 施設	19
認可外保育施設	7 施設	403
3 地域の子育て支援事業		
子育て短期支援事業	0 施設	0
地域子育て支援拠点事業	7 事業	-
一時預かり事業	4 施設	-
病児・病後児保育事業	0 施設	0
緊急サポート事業（サポート会員）	12 人	-
延長保育事業	14 施設	-
ファミリー・サポート・センター（預かり会員）	77 人	-
利用者支援事業（基本型）	1 事業	-
利用者支援事業（母子保健型）	1 事業	-
養育支援訪問事業	1 事業	-
放課後児童クラブ（学童保育）	11 施設	570

資料：子育て支援課（平成30年4月1日）



だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ 第3章 計画の基本的な考え方

1 けいかく きほんりねん 計画の基本理念

子どもも 親も 輝けるまち やしお

八潮市は、つくばエクスプレスが平成17年8月に開業してから、八潮駅周辺における市街地整備の進捗に伴い、子育て世帯の流入や市外通勤者の増加、核家族化の進行、女性の社会参加意識の高揚や就労形態の多様化などにより、保育需要が増加しています。

また、少子化が大きな社会問題となっている中で、子育てを社会的に支援し、安心して子どもを生み、育てる環境を整えていく必要があります。子育て支援における主役は、子ども自身であり、子育てをする親です。「子どもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」共生の環境を地域が見守り、支援することにより安全・安心でいきいきと子どもを生み育てられると考えます。

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画では、第1期の計画で掲げた基本理念である「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を継続し、「子どもの権利条約」の趣旨も踏まえて、事業を展開していきます。



【子どもの権利条約】

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

● 「子どもの権利条約」 4つの権利

- ・ **生きる権利** 全ての子どもの命が守られること。
- ・ **育つ権利** 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援を受け、友達と遊んだりすること。
- ・ **守られる権利** 暴力や詐欺、有害な労働などから守られること。
- ・ **参加する権利** 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。



● 「子どもの権利条約」 一般原則

・ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

・ 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

・ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・ 差別の禁止（差別のないこと）

全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。



2 せいど ぜんたいぞう 制度の全体像

『子ども・子育て支援制度』は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」となっています。

図表 1-3-1 制度のポイント

① 子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

② 子ども・子育て支援制度の主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

※ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

③ 幼児教育・保育の無償化がスタート

○消費税を財源とし、令和元年10月より幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります。

○また、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

○無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

3 せいど じぎょうたいけい
制度の事業体系

子ども・子育て支援法は、国内の急速な少子化の進行及び家庭・地域を取り巻く環境の変化を鑑みて、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

その実現のため、市町村は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように、子どもと保護者に必要な「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」を実施することとされています。

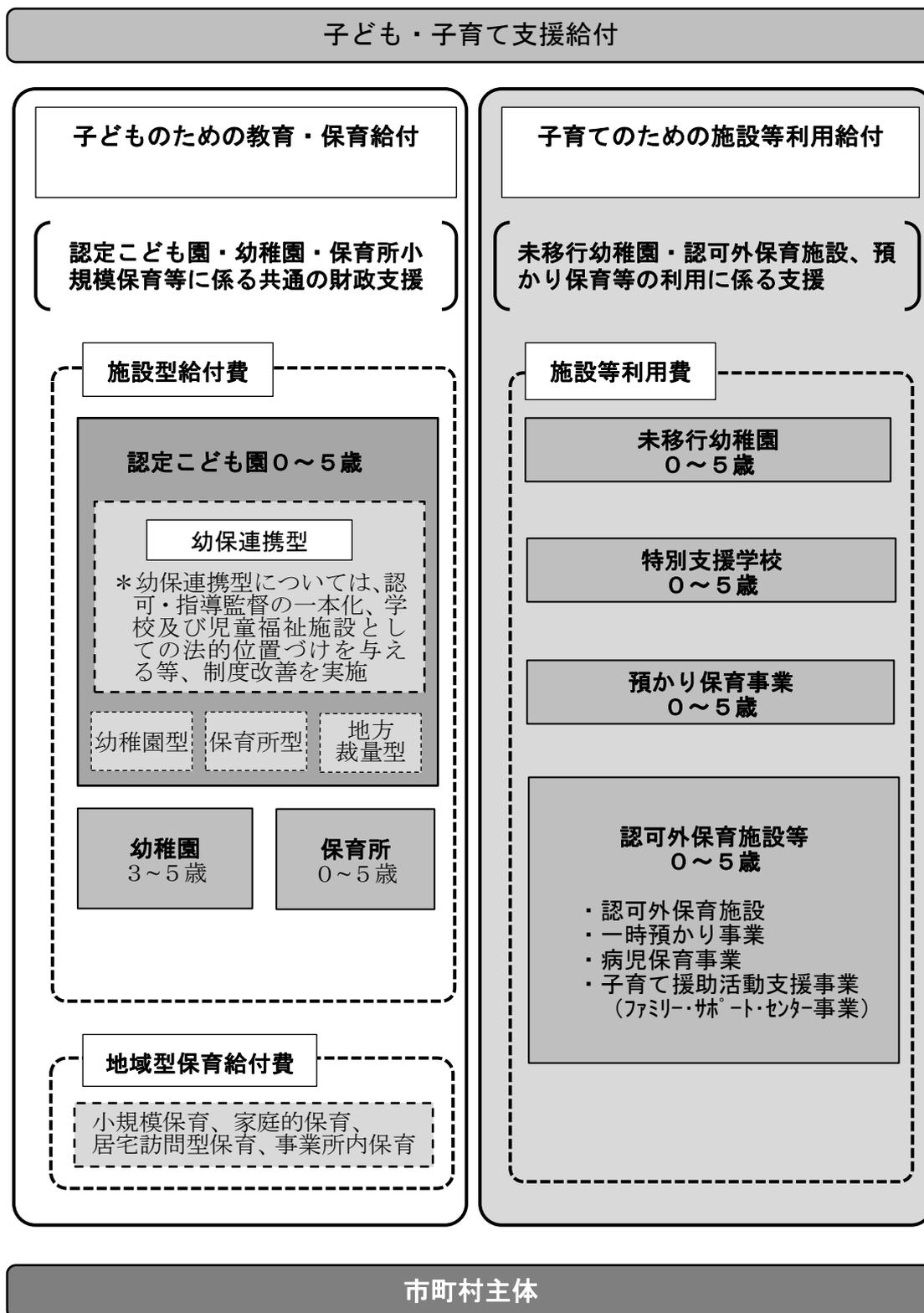
なお、令和元年10月1日から、「子ども・子育て支援給付」の一部である、保育所等を利用した場合に利用料の一部を給付する「子どものための教育・保育給付」において、3歳以上の子どもの利用料については、無償化されることとなりました。

また、これまでは制度の対象外だった未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）、認可外保育施設等についても、「子ども・子育て支援給付」の一部として、「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設され、支給要件を満たすことで一定の額まで無償化されることとなりました。

「地域子ども・子育て支援事業」については、平成27年度の法施行時に定められている13事業を、引き続き地域の実情に応じて実施することとされています。



図表 1-3-2 子ども・子育て支援制度の概要



その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健康診査事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
事業所内保育事業を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(国:整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

市町村 主体

国 主体

(1) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

②地域型保育給付

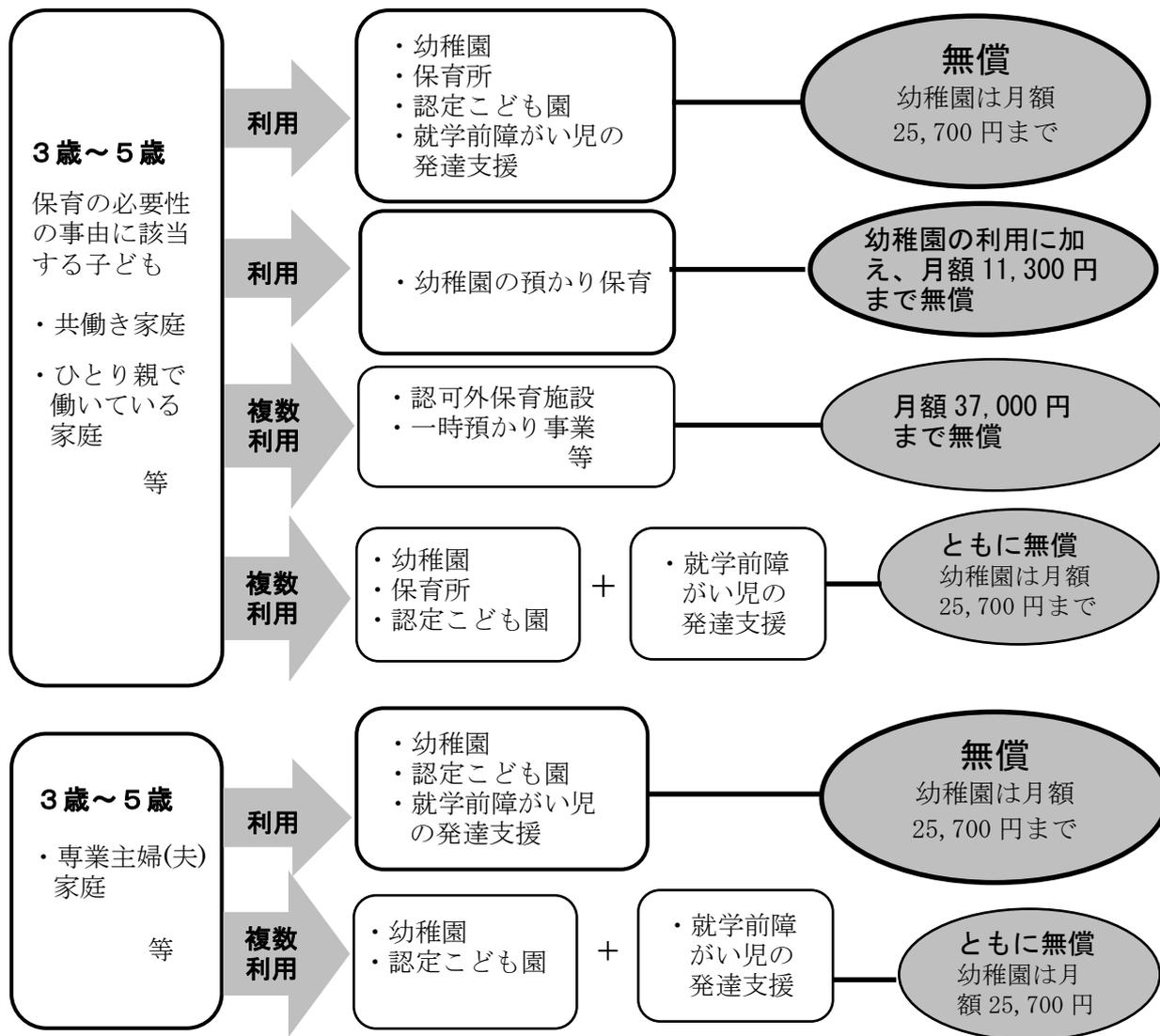
定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

(2) 幼児教育・保育の無償化の主な例

市から「保育の必要性の認定」を受け、保育の必要性の認定事由により無償化の対象が異なります。主な例は以下のとおりです。

図表 1-3-3 幼児教育・保育の無償化の主な例



*住民税非課税世帯については、0歳～2歳までについても上図と同様の考え方により、無償化の対象となります。(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)
*地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法により13事業が定められています。

(4) 保育の必要性の認定について

令和元年10月1日から3歳児から5歳児までの幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化されました。また、0歳児から2歳児までの子どもについても、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されました。

無償化の実施に伴い、保育所や幼稚園、認可外保育施設等は無償化の対象として利用するためには、市の認定申請が必要となります。

①認定区分

従来の1号認定・2号認定・3号認定に加え、「新1号認定」「新2号認定」「新3号認定」が新設されます。

図表 1-3-4 認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で2号認定以外の子ども。保育の必要性なし。(教育標準時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。 (保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。 (保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園 小規模保育事業所
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの。 (保育必要量の認定不要)	幼稚園 特別支援学校
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。 (保育必要量の認定不要)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの。 (保育必要量の認定不要)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

図表 1-3-5 認定区分ごとに利用できる施設一覧

認定区分	満3歳～ 小学校就学前	1号認定	新1号認定	2号認定	新2号認定※
	満3歳未満			3号認定	新3号認定※
教育保育区分		教育		保育	
利用できる施設		幼稚園、 認定こども園	未移行幼稚園、 特別支援学校	保育所、 認定こども園、 小規模保育施設	認定こども園、 未移行幼稚園、 特別支援学校、 認可外保育施設、 預かり保育事業、 一時預かり事業、 病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業

※ 新2号認定は、満3歳になって最初の3月31日を過ぎてからで、
新3号認定は、満3歳になって最初の3月31日までの間です。

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について条例・規則を制定します。

図表 1-3-6 認定基準

	基準
事由	①就労 フルタイム※ ² のほか、パートタイム※ ³ 、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
区分※ ¹	①保育標準時間 主にフルタイム※ ² の就労を想定した長時間利用 (11時間の利用) ②保育短時間 主にパートタイム※ ³ の就労を想定した短時間利用 (8時間の利用) (八潮市では、パートタイム※ ³ 等の下限時間を64時間以上と設定)
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※1 区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

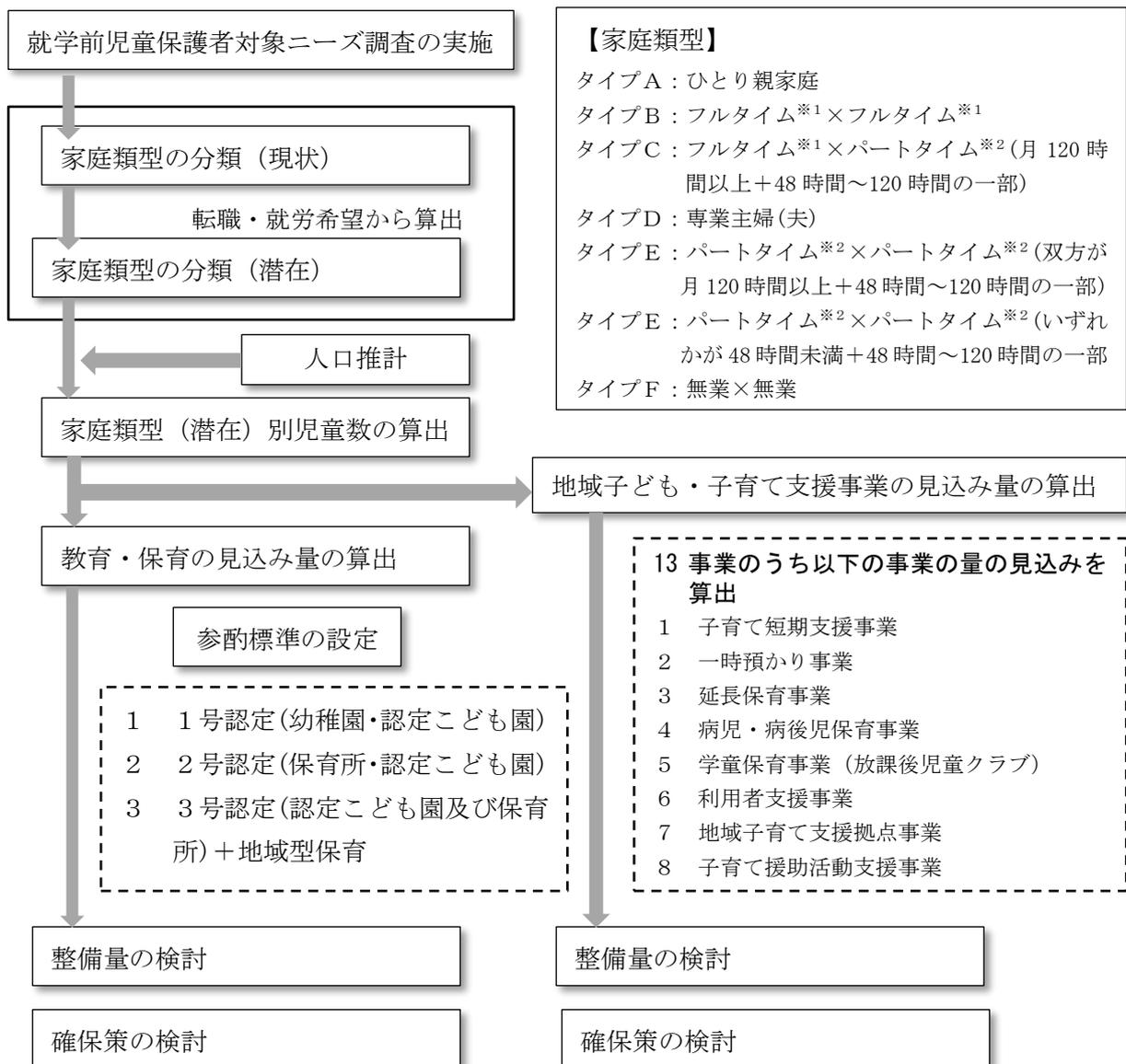
※2 フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定

※3 パートタイムとは、フルタイムより少ない就労を想定

4 きょういく ほいく ちいきこ 教育・保育・地域子ども こそだ しえんじぎょう すいけい ・子育て支援事業の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手続き」の手順に沿って下図のとおり算出し、八潮市の実情等を加味しながら、補正を行いました。

図表 1-3-7 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計フロー



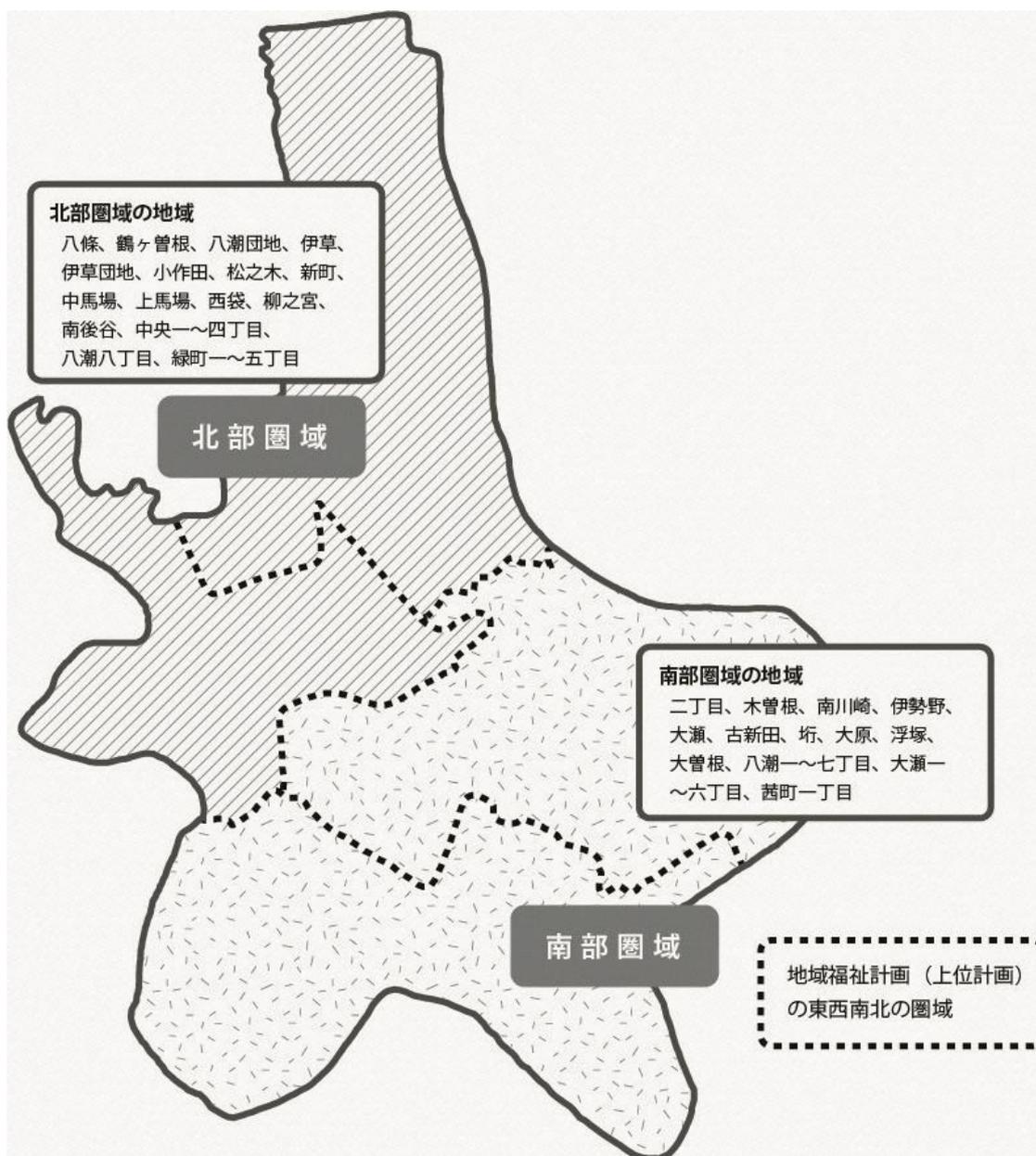
※1 フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定
 ※2 パートタイムとは、フルタイムより少ない就労を想定

5 きょういく ほいく ていきょうくいき 教育・保育の提供区域

保育事業の区域設定については、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築するため、北部圏域と南部圏域の2圏域に設定します。

地図上部の北部圏域は「斜線のパターン」、地図下部の南部圏域は「点のパターン」で示しています。地域福祉計画の4圏域は「点線」で区分しています。

図表 1-3-8 教育・保育の提供区域



6 計画期間における児童人口推計

(1) コーホート変化率法による推計

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定し、将来人口を算出する方法です。

平成27年から平成31年の各年1月1日現在における、八潮市の男女別・各歳別・字別人口を北部圏域と南部圏域の2圏域に区分し推計しています。

図表 1-3-9 圏域の区分

●北部圏域

八條	鶴ヶ曾根	八潮団地	伊草	伊草団地
小作田	松之木	新町	中馬場	上馬場
西袋	柳之宮	南後谷	中央一～四丁目	八潮八丁目
緑町一～五丁目				

●南部圏域

二丁目	木曾根	南川崎	伊勢野	大瀬
古新田	垢	大原	浮塚	大曾根
八潮一～七丁目	大瀬一～六丁目	茜町一丁目		

図表 1-3-10 計画期間における年齢各細別人口推計値（全体）（人）

年齢	実績値	推計値				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	827	903	950	998	1,043	1,084
1歳	801	830	907	954	1,003	1,048
2歳	765	788	817	892	939	987
3歳	793	761	784	813	887	934
4歳	714	788	758	780	809	882
5歳	704	710	784	754	776	805
0～5歳	4,604	4,780	5,000	5,191	5,457	5,740
6歳	751	701	707	780	752	774
7歳	759	745	695	701	773	746
8歳	745	756	743	693	699	771
9歳	770	746	757	744	694	700
10歳	845	779	754	766	752	701
11歳	747	845	779	754	766	752
6～11歳	4,617	4,572	4,435	4,438	4,436	4,444
合計	9,221	9,352	9,435	9,629	9,893	10,184

資料：埼玉県公表の市町村別町（丁）別・各歳別・男女別によるコーホート変化率法で算出

図表 1-3-11 計画期間における年齢各細別人口推計値（北部圏域）（人）

年齢	実績値	推計値				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	218	221	217	215	213	215
1歳	199	216	219	215	213	211
2歳	215	196	213	216	212	210
3歳	247	215	196	213	216	212
4歳	225	246	214	195	212	215
5歳	231	223	244	212	193	210
0～5歳	1,335	1,317	1,303	1,266	1,259	1,273
6歳	233	228	220	240	210	191
7歳	271	233	228	220	240	210
8歳	243	268	231	226	218	238
9歳	276	242	267	230	225	217
10歳	320	280	245	271	233	227
11歳	288	318	278	243	269	231
6～11歳	1,631	1,569	1,469	1,430	1,395	1,314
合計	2,966	2,886	2,772	2,696	2,654	2,587

図表 1-3-12 計画期間における年齢各細別人口推計値（南部圏域）（人）

年齢	実績値	推計値				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	609	682	733	783	830	869
1歳	602	614	688	739	790	837
2歳	550	592	604	676	727	777
3歳	546	546	588	600	671	722
4歳	489	542	544	585	597	667
5歳	473	487	540	542	583	595
0～5歳	3,269	3,463	3,697	3,925	4,198	4,467
6歳	518	473	487	540	542	583
7歳	488	512	467	481	533	536
8歳	502	488	512	467	481	533
9歳	494	504	490	514	469	483
10歳	525	499	509	495	519	474
11歳	459	527	501	511	497	521
6～11歳	2,986	3,003	2,966	3,008	3,041	3,130
合計	6,255	6,466	6,663	6,933	7,239	7,597

(2) 国立社会保障・人口問題研究所による推計（参考）

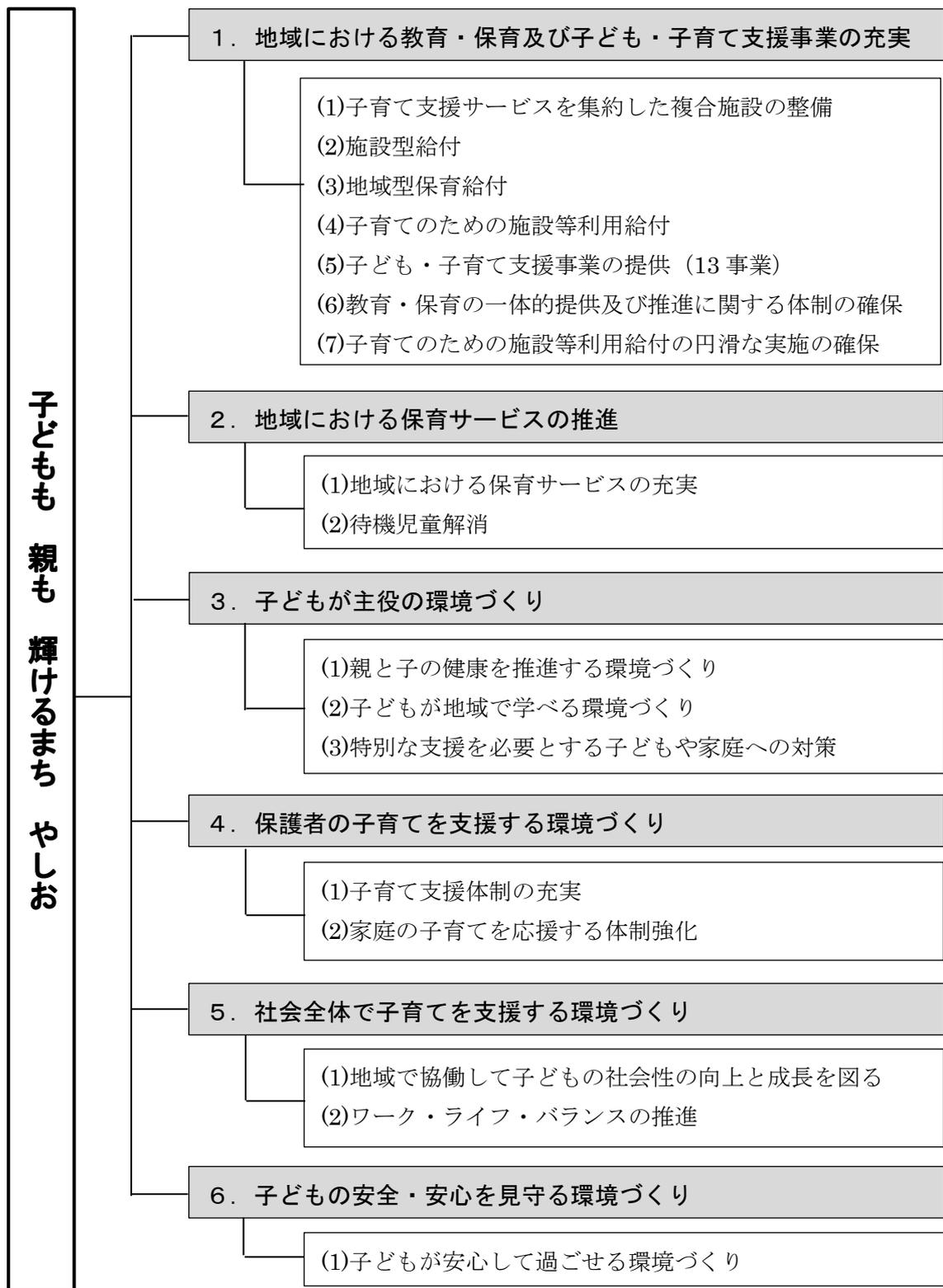
国立社会保障・人口問題研究所は「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を公表しました。今回の推計では、平成27年の国勢調査を基に、平成27年から令和27（2045）年での5年ごと、5歳ごとに、男女の将来人口を推計しています。

図表 1-3-13 計画期間における5歳区分別人口推計値（人）

年齢	実績値	推計値				
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
0-4歳	3,703	3,720	3,369	3,211	3,110	2,946
5-9歳	3,832	3,631	3,660	3,329	3,190	3,101
10-14歳	3,887	3,831	3,559	3,582	3,261	3,129
15-19歳	3,941	3,906	3,776	3,513	3,527	3,213



7 ^こ子ども・^{こそだ}子育て^{しえん}支援^{とりく}の^{たいけい}取組み^{いす}体系図





第 2 部 各論

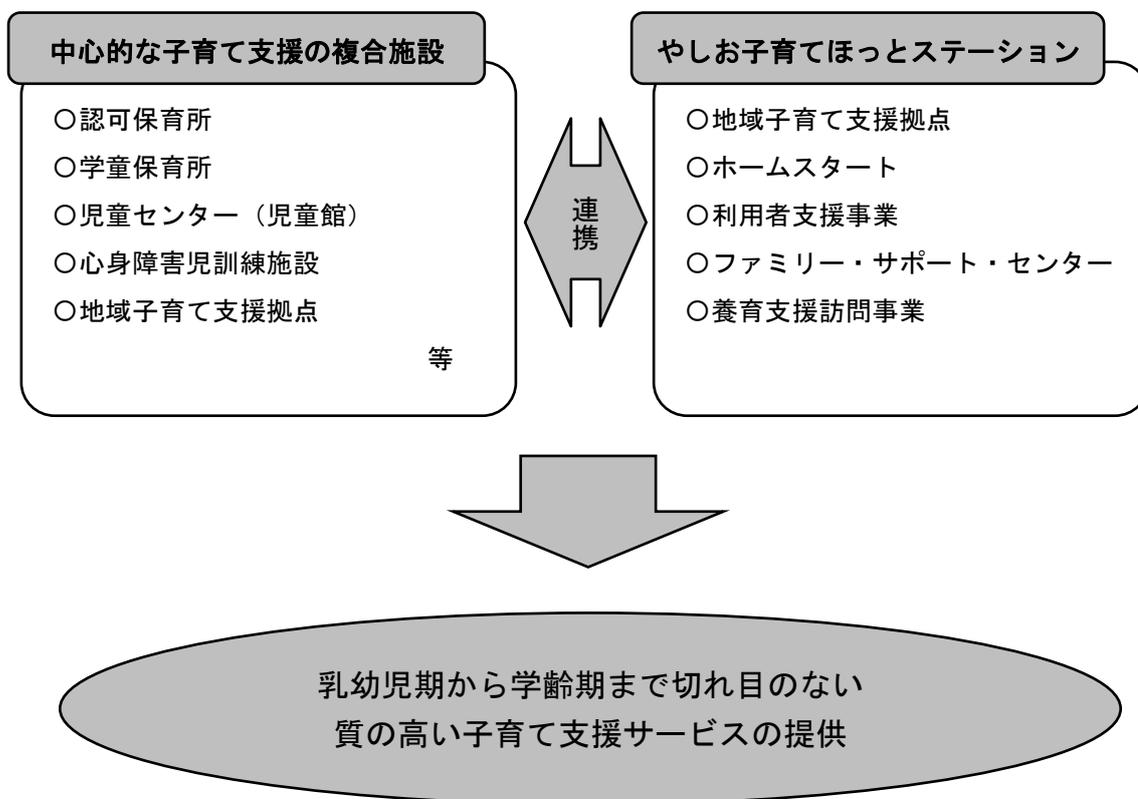
第1章 子ども・子育て支援の取組み

1 地域における教育・保育及び子ども・子育て支援事業の充実

(1) 子育て支援サービスを集約した複合施設の整備（新規事業）

近年、八潮駅周辺における子どもの人口増加に伴い、保育需要や児童虐待件数が増加傾向にある一方で、公立保育所などの子育て支援施設の経年劣化が進み、代替施設の整備や更なる子育て支援サービスの充実が求められています。

こうしたことから、経年劣化している保育所や学童保育所、児童館などの代替施設や心身障害児訓練施設、地域子育て支援拠点などの子育て支援サービスを集約し、「やしお子育てほっとステーション」と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない質の高い子育て支援サービスを提供できる、市の中心的な子育て支援の複合施設の整備について検討していきます。



(2) 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「確認を受けた幼稚園」、「認可保育所」等の特定教育・保育施設です。市町村がその施設に対して施設型給付費を支給することになります。

①認定こども園

【担当課：保育課・子育て支援課】

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。

図表 2-1-1 認定こども園の確保提供量(人)

(4月1日現在)

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	確保提供量	220	184	184	184	184	184
	1号認定	150	66	66	66	66	66
	2号認定	49	72	72	72	72	72
	3号認定(0歳)	3	12	12	12	12	12
	3号認定(1・2歳)	18	34	34	34	34	34

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

平成30年度では1号認定108人、2号認定42人、3号認定(0歳)3人、3号認定(1・2歳)24人の合計177人でした。確保提供量は220人です。

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果では、保育所において教育を希望している保護者が増加しているほか、認定こども園の利用希望も増加している状況です。

また、増加傾向にある保育需要にも対応するため、幼保連携型認定こども園の整備について市内の幼稚園等を運営している事業者と協議をしながら調査・検討していきます。

②幼稚園（認定こども園を含む）

【担当課：教育総務課・保育課・子育て支援課】

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受入れや預かり保育を行っている園もあります。

図表 2-1-2 幼稚園等の年度別見込量と確保提供量(人) (年度末現在)

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	1,396	1,428	1,441	1,456	1,469	1,484
	②確保提供量	1,715	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
	1号認定	150	66	66	66	66	66
	2号認定						
	未移行幼稚園	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565
差異(②-①)		319	203	190	175	162	147

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

令和2年度以降も確保提供量が推計利用者を上回っていることから、新たな幼稚園の整備は行わず、預かり保育、教育内容の充実及び幼保連携型認定こども園への移行について市内の幼稚園を運営している事業者と協議をしながら調査・検討していきます。

③保育所（認定こども園、企業主導型保育事業、地域型保育含む）

【担当課：保育課・子育て支援課】

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを見ることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設で、県の認可を受けたものです。

図表 2-1-3 認可保育所等の年度別見込量と確保提供量(人)（4月1日現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	1,327	1,723	1,819	1,915	2,009	2,009
	2号認定	625	762	788	814	839	839
	3号認定（0歳）	133	205	224	244	263	263
	3号認定（1・2歳）	569	756	807	857	907	907
	②確保提供量	1,331	1,680	1,866	1,866	2,052	2,052
	2号認定	745	900	990	990	1,080	1,080
	3号認定（0歳）	119	173	197	197	221	221
	3号認定（1・2歳）	467	607	679	679	751	751
	差異（②－①）待機児童数	4	▲43	47	▲49	43	43
	北 部 圏 域	①推計値	356	399	409	419	427
2号認定		189	195	191	187	182	182
3号認定（0歳）		22	51	57	64	70	70
3号認定（1・2歳）		145	153	161	168	175	175
②確保提供量		285	303	396	396	489	489
2号認定		168	168	213	213	258	258
3号認定（0歳）		22	28	40	40	52	52
3号認定（1・2歳）		95	107	143	143	179	179
差異（②－①）待機児童数		▲71	▲96	▲13	▲23	62	62
南 部 圏 域		①推計値	971	1,324	1,410	1,496	1,582
	2号認定	436	567	597	627	657	657
	3号認定（0歳）	111	154	167	180	193	193
	3号認定（1・2歳）	424	603	646	689	732	732
	②確保提供量	1,046	1,377	1,470	1,470	1,563	1,563
	2号認定	577	732	777	777	822	822
	3号認定（0歳）	97	145	157	157	169	169
	3号認定（1・2歳）	372	500	536	536	572	572
	差異（②－①）待機児童数	75	53	60	▲26	▲19	▲19

※ 差異については、▲表示が待機児童数を表しています。正数は充足している状態を表しています。

【確保の方策】

《現状》

平成31年4月1日現在、公立保育所6か所、民間認可保育所14か所、幼保連携型認定こども園1か所、小規模保育事業所10か所の合計31か所、総定員数1,595人の入所枠を確保しています。

●令和2年度～令和6年度

《待機児童対策》

八潮駅周辺における住環境整備の進捗や女性就業率の上昇などから、駅周辺を中心に保育需要は増加するものと予想しています。

さらに、令和2年度は、幼児教育・保育の無償化に伴い、潜在的な保育需要が掘り起され、待機児童が発生するものと推計しています。

こうしたことから、認可保育所や小規模保育事業所などの整備について調査・検討していきます。

令和4年度には、引き続き保育需要の増加が見込まれることから、認可保育所や小規模保育事業所などの整備について調査・検討していきます。

また、保育需要が駅周辺に集中していることから、北部圏域においても認可保育所などの整備や送迎保育サービスについて調査・検討していきます。

なお、保育量の見込みとその確保策の状況については、毎年、見直しを行い、適切な保育所整備をはじめ送迎保育サービスなどを調査・検討するとともに、計画の変更を行なっていきます。

《経年劣化した公立保育所の対応》

公立保育所については、経年劣化が進み、「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」では、今後10年間に建替えや大規模改修、耐震改修が必要である施設に位置づけています。

こうしたことから、本計画期間中に基幹となる保育所を定め、建替えや代替施設として民間認可保育所の整備を調査・検討するとともに、入所児童の安全・安心を確保するため、必要な修繕等を検討していきます。

(3) 地域型保育給付

1) 小規模保育事業

【担当課：保育課・子育て支援課】

市町村が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人の施設です。

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

八潮駅周辺において子育て世代の流入が増加傾向にあり、0歳児から2歳児までの低年齢児の保育需要は増加しているものと予想しています。

こうしたことから、平成30年度には小規模保育事業所を4か所整備し、73人の入所枠の拡大を行っています。

平成31年4月1日現在、10か所の小規模保育事業所がありますが、今後も引き続き、低年齢児の保育需要は増加する見込みのため、小規模保育事業所の整備について調査・検討していきます。



2) 家庭的保育事業**【担当課：保育課・子育て支援課】**

産休明けから3歳未満の低年齢の子どもを対象として、保育者の家庭などで子どもを預かるサービスです。

【確保の方策】**●令和2年度～令和6年度**

本市では、現在、家庭的保育事業は実施していませんが、令和2年度以降について、入所児童の状況等を勘案しながら、家庭的保育事業の実施について調査・検討していきます。

3) 事業所内保育事業**【担当課：保育課・子育て支援課】**

事業所内保育事業は、事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する地域型保育事業の一つです。設備及び運営について八潮市が定める認可基準を満たす必要があります。利用の対象となる児童は0～2歳児です。

【確保の方策】**●令和2年度～令和6年度**

企業内従業員の保育施設の整備を促進するため、整備運営に関する国・県の補助事業を紹介し、多様な就労形態に対応した柔軟な保育サービスの拡充を行うことで、仕事と子育ての両立を目指していきます。

本市では、現在、事業所内保育事業は実施していませんが、令和2年度以降について、入所児童の状況等を勘案しながら、事業所内保育事業の実施について調査・検討していきます。

4) 居宅訪問型保育事業**【担当課：保育課・子育て支援課】**

居宅訪問型保育事業は、利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、原則として1対1の保育を提供する事業です。保育内容は、他の認可保育施設と同等の基準で確認を行っており、認可保育施設と同等のサービス提供となります。

【確保の方策】**●令和2年度～令和6年度**

本市では、現在、居宅訪問型保育事業は実施しておりませんが、令和2年度以降について、入所児童の状況等を勘案しながら、居宅訪問型保育事業の実施について調査・検討していきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付【新規事業】**【担当課：保育課・子育て支援課・教育総務課】**

令和元年10月1日から改正された子ども・子育て支援法に基づき、支給要件を満たした子どもが未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）、認可外保育施設等の対象施設等を利用した際に要する費用を支給します。

①支給要件

次のいずれかに該当し、八潮市の認定を受けた子どもが対象です。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・ 0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子ども

②対象施設等

次のいずれかに該当し、八潮市の確認を受けた施設等が対象です。

- ・ 未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）
- ・ 特別支援学校
- ・ 預かり保育事業
- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(5) 子ども・子育て支援事業の提供（13事業）

1) 通所系事業

【担当課：子育て支援課】

①子育て短期支援事業

保護者の方が入院などで一時的に子どもの養育ができなくなったとき、子どもを預かる事業です。

図表 2-1-4 子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）（4月1日現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値						
	利用者数（人日/年）	0	12	13	13	14	14
	施設数（か所）	0	1	1	1	1	1
	②確保提供量						
	利用者数（人日/年）	0	12	13	13	14	14
	施設数（か所）	0	1	1	1	1	1
	差異（②－①）利用者数	0	0	0	0	0	0
	差異（②－①）か所数	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

現在は、ほとんど利用希望がありませんが、法定事業となっていますので令和6年度までに、県内の母子生活支援施設や児童養護施設、乳児院等の施設との委託契約などについて近隣市町の状況等を勘案しながら、事業の実施に向けて調査・検討していきます。

②一時預かり事業（保育所・幼稚園）・預かり保育事業（幼稚園）

【担当課：保育課・教育総務課】

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保育所等において一時的な保育を行うものです。

保育所では満1歳以上を対象とし、緊急保育^{*1}・非定型保育^{*2}・リフレッシュ保育^{*3}の3事業を実施しています。

また、幼稚園では、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や長期休業期間中に教育活動を行います。

※1 緊急保育：保護者の傷病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事由により保育ができないとき。

※2 非定型保育：保護者の労働、職業訓練、就労などにより保育できないとき。

※3 リフレッシュ保育：そのほかの事由及び私的な理由により保育できないとき。

図表 2-1-5 保育所の一時預かり事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	2,937	3,227	3,375	3,504	3,684	3,875
	②確保提供量	2,937	3,227	3,375	3,504	3,684	3,875
	差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

図表 2-1-6 幼稚園の預かり保育事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	22,945	23,220	24,289	25,216	26,509	27,883
	②確保提供量	22,945	23,220	24,289	25,216	26,509	27,883
	差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

保育所における一時預かりの充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

今後も、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めていきます。

また、幼稚園における一時預かり事業については、一時預かり事業「幼稚園型」の施設基準及び職員配置基準に基づき、幼稚園を運営している事

業者と協議をしながら、適切な運営ができるよう努めていきます。

※ 令和元年度で一時預かり事業を実施している保育所は、コビープリスクールやしおステーション、けやきの森保育園やしお、八潮かえで保育園の3か所です。

③延長保育事業

【担当課：保育課】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育所において、午後6時または午後6時30分までの通常保育時間を超えて、最長で午後7時30分までの延長保育を実施しています。

図表 2-1-7 延長保育事業の年度別見込量と確保提供量(人日/年) (年度末現在)

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	2,880	2,727	2,853	2,962	3,114	3,275
	②確保提供量	2,880	2,727	2,853	2,962	3,114	3,275
	差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

八潮市における通常保育時間は、午後6時または午後6時30分(土曜日を除く)までですが、午後7時または午後7時30分までは、延長保育を実施しています。

延長保育については、午後6時から午後7時まで実施している保育所・幼保連携型認定こども園は8か所(八潮市立南川崎保育所、コビープリスクールやしおステーション、八潮ひまわり保育園、やしおエンゼル保育園、しおどめ保育園八潮駅北、八潮なないろ保育園、八潮しおどめ保育園及び認定こども園しおどめの森)午後6時30分から午後7時30分まで実施している保育所は8か所(やしお花桃保育園、けやきの森保育園やしお、八潮かえで保育園、けやきの森保育園やしお桜園、八潮みひかり保育園、みつもり保育園、コビープリスクールやしおプレスポ及びよつもり保育園)です。

利用希望は年々増加傾向にあるため、必要な保育士の確保が課題となっています。

現在16か所の保育所で延長保育を実施していますが、午後6時を超える延長保育のニーズがあることから、保護者の利用希望に沿った延長保育を身近な地域でサービスの提供が受けられるよう努めていきます。

④病児・病後児保育事業

【担当課：子育て支援課】

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育所・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情による家庭で保育できない時に一時的に専用施設などで保育する事業です。

図表 2-1-8 病児・病後児事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	0	350	355	362	372	383
	②確保提供量	0	350	355	362	372	383
	差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

図表 2-1-9 緊急サポート事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	33	50	53	56	59	62
	②確保提供量	33	50	53	56	59	62
	差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

現在は、専用施設による病児・病後児保育を実施していませんが、市では、病児・病後児や宿泊を伴う保育、緊急的な一時保育について緊急サポートセンター埼玉に委託しています。

緊急サポートセンターは、急な子どもの預かり等を希望する方（利用会員）と育児の援助を行いたい方（サポート会員）を組織化し、相互の紹介を行い、相互援助活動を調整して子育てを支援するものです。

利用したい保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

病児・病後児保育の専用施設の整備につきましては、関係機関に併設した施設での開設などについて、関係機関等と協議しながら調査・検討していきます。

⑤放課後児童健全育成事業

【担当課：保育課・子育て支援課】

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

図表 2-1-10 学童保育事業の年度別見込量と確保提供量(人日/年) (年度末現在)

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値(合計)	531	654	681	708	708	708
	小学1年生	177	215	220	225	225	225
	小学2年生	163	177	182	187	187	187
	小学3年生	124	159	167	175	175	175
	低学年計	464	551	569	587	587	587
	小学4年生	48	78	85	92	92	92
	小学5年生	18	20	22	24	24	24
	小学6年生	1	5	5	5	5	5
	高学年計	67	103	112	121	121	121
	②確保提供量(合計)	570	610	670	710	710	710
	差異(②-①)	39	▲44	▲11	2	2	2

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

平成30年度では、公設公営5か所、公設民営4か所、民設民営2か所の合計11か所の学童保育所(定員570人)を開設しています。

学童保育需要の増加に伴い、保育所から継続利用する場合において、保育所と学童保育所の閉所時間が30分から1時間程度の時間差が生じていることから、学童保育所の延長保育の実施が求められています。

また、八潮駅周辺における学童保育需要が増加傾向にあり、今後も児童数の増加も見込まれる一方で、北部圏域では、児童数の減少に伴い学童保育需要の低下も見込まれるため、広域的観点から既存学童保育所の見直しを行い、入所児童の安全・安心を確保する必要があります。

こうしたことから、令和2年度以降、毎年の学童保育所入所状況や住環境整備の進捗状況などを踏まえ、適切な学童保育所の配置を検討するとともに、民間活力の導入を視野に入れ、関係部署と協議しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。

2) 訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業

【担当課：健康増進課】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげていく事業です。

図表 2-1-11 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	778	787	828	870	909	945
	②確保提供量	778	787	828	870	909	945
	差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

現在、一定の研修を受講した「こんにちは赤ちゃん訪問員」や保健師、助産師が訪問を実施しています。今後も安定的に訪問が実施できるよう、訪問者の人材確保に努めます。また、身近に支援者がいない等の家庭でも安心して子育てができるよう、養育状況の全数把握に努め、必要に応じてサービスにつなげるなど、継続的な支援を行っていきます。



②養育支援訪問事業

【担当課:子育て支援課】

子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、母親の妊娠・出産・育児期を始め、子どもの少年期までに適切な養育を支援する事業です。

図表 2-1-12 養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量(人日/年) (年度末現在)

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	91	94	99	103	108	113
	②確保提供量	91	94	99	103	108	113
	差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

八潮市では、児童福祉法に基づき八潮市要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を設置し、特定妊婦(出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦)、要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)の家庭の把握に努めています。その上で、これら児童や家庭に関わる機関が情報共有し、連携して当該家庭及び児童への支援、対応をしています。

また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、関係機関が連携して訪問等を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

今後も、要対協の関係機関を中心に、当該家庭・児童に関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携して対応していきます。さらにその支援に関しては、養育支援訪問事業等の実施・活用することにより、当該家庭・児童あるいは妊産婦が安心、安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めます。

3) 相談支援

①利用者支援事業

【担当課：子育て支援課・健康増進課】

(基本型)

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(母子保健型)

保健師等の専門職が、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

図表 2-1-13 利用者支援事業の確保提供量 (人回/年)

(4月1日現在)

		現状		推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
全 圏 域	①推計値							
	基本型	相談件数	387	402	420	436	459	482
		実施か所	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	相談件数	712	739	773	803	844	888
		実施か所	1	1	1	1	1	1
	②確保提供量							
	基本型	相談件数	387	402	420	436	459	482
		実施か所	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	相談件数	712	739	773	803	844	888
		実施か所	1	1	1	1	1	1
	差異 (②-①)							
	基本型	相談件数	0	0	0	0	0	0
		実施か所	0	0	0	0	0	0
	母子保健型	相談件数	0	0	0	0	0	0
実施か所		0	0	0	0	0	0	

【確保の方策】**●令和2年度～令和6年度**

基本型については、地域子育て支援拠点(子育てひろば)において、子育てコーディネーターを配置し教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行っています。

母子保健型については、平成30年10月に開設した保健センター内の「にじいろ子育て相談室」において、保健師又は助産師が、妊娠届出時に全ての妊婦に面談し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行っています。また、支援プランを策定するとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

今後は、「子育て世代包括支援センター」としての基本型と母子保健型の連携をさらに充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。

また、一体的な運営方法についても調査・検討していきます。



②地域子育て支援拠点事業

【担当課：子育て支援課】

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

図表 2-1-14 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量（人回/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値						
	利用者数	61,658	64,658	68,076	71,719	74,459	76,964
	実施か所	7	7	8	8	8	8
	②確保提供量						
	利用者数	61,658	64,658	68,076	71,719	74,459	76,964
	実施か所	7	7	8	8	8	8
	差異（②-①）						
	利用者数	0	0	0	0	0	0
	実施か所	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

八潮市においても、核家族化、地域との関係の希薄化等、子育て環境の変化は著しく、母親の子育てへの負担感は増えています。親の子育て力の低下や、それに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されます。居宅より容易に移動することが可能な範囲にあり、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報を得ることのできる場所、子育て中の親子や地域で活動する子育て支援者をつながることのできる場所の必要性が高まっています。

平成31年4月1日現在、地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）は、7か所で実施しています。また、在宅子育てをして、地域へ踏み出すきっかけがつかめず、孤立していく家庭への支援をするため「ホームスタート」についても引き続き実施していきます。

4) その他の事業

①子育て援助活動支援事業

【担当課：子育て支援課】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

図表 2-1-15 子育て援助活動支援事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	2,166	2,204	2,234	2,285	2,356	2,433
	就学前児童	1,224	1,271	1,329	1,380	1,451	1,526
	小学生	942	933	905	905	905	907
	②確保提供量	2,166	2,204	2,234	2,285	2,356	2,433
	就学前児童	1,224	1,271	1,329	1,380	1,451	1,526
	小学生	942	933	905	905	905	907
	差異（②-①）	0	0	0	0	0	0
	就学前児童	0	0	0	0	0	0
	小学生	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

平成29年度から、やしお子育てほっとステーションに事務局を移設し、平成30年度末には618人の会員登録がありました。社会環境の変化とともに、緊急時の預かりや仕事と子育てを両立させるための保育時間外の預かりや食事の提供など、個々のニーズに合った子育て支援が必要とされています。

平成30年度の活動件数は、2,166件前後ですが、依頼会員の増加に対して、提供会員の増加は少ない状況です。

近年の多種多様なニーズに対応し、さらにサービスを向上させるために、提供会員の確保は不可欠であることから、子育て関係団体への周知や子育て経験者や潜在保育士などの活用により援助会員の増加を目指します。

なお、平成16年からファミリー・サポート・センター事業を実施していますが、認知度が低い状況であることから、「広報やしお」や市のホームページ、「やしお子育て応援ナビ」などを活用し、市民への周知を図っていきます。

②妊婦健康診査事業

【担当課：健康増進課】

妊婦の健康の保持増進を図るため、公費による妊婦健康診査を実施することにより、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を行う事業です。

図表 2-1-16 妊婦健康診査の年度別見込量と確保提供量（人/年）（年度末現在）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値	766	787	792	797	802	807
	②確保提供量	766	787	792	797	802	807
	差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

妊婦健康診査は、一人当たり14回分とその他エイズ検査等を公費で助成し、妊婦や胎児の健康管理を目的に妊娠中の健康診査費用の負担軽減を図っています。

また、委託医療機関以外で妊婦健康診査を受診した場合には、償還払いで対応し、誰もが安心して妊娠・出産できる環境を整えています。

今後も母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、安心して妊娠・出産できるよう、妊娠中の健康診査費用の負担軽減を図ります。

また、委託医療機関以外で妊婦健康診査を受診した場合には、引き続き償還払いを行います。



③実費徴収にかかる補足給付を行う事業

- ・ 保育所等における日用品、文房具等の購入に要する費用の補助

【担当課：保育課】

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

- ・ 未移行幼稚園における副食費に要する費用の補助

【担当課：教育総務課】

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がスタートしたことに伴って、新たに補足給付事業として、未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）における副食費に要する費用の一部を補助する事業もスタートしています。

【確保の方策】**●令和2年度～令和6年度**

令和元年10月から実施している未移行幼稚園における副食費についての補助事業については、引き続き実施し、低所得世帯の幼児教育に係る負担の軽減を図ります。

それ以外の補助事業については、国の動向に応じ助成の実施について調査・検討していきます。

④多様な主体が参画することを促進するための事業

【担当課：子育て支援課・保育課】

保育の受け皿拡大や『子ども・子育て支援新制度』の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】**●令和2年度～令和6年度**

現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

(6) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

1) 目的

①質の高い教育・保育の提供

幼稚園、保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

③親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

2) 教育・保育の一体的な提供の推進

【担当課：保育課・指導課】

教育・保育の一体的な提供の推進については、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備します。

教育・保育機能については、幼稚園・保育所・認定こども園等・小学校間の交流を幼稚園・保育所・認定こども園等に入所している5歳児について引き続き実施していくとともに3・4歳児からの交流の実施についても検討していきながら、子育てに関する相談活動など地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

施設整備については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情や施設の状況等を踏まえ、幼保連携型認定こども園の整備について、調査・検討していきます。

3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

【担当課：保育課・指導課】

八潮市幼保認定こども園小連携連絡協議会を中心に、幼稚園・保育所・認定こども園等との連携による情報交換や行事等の交流を通して、小学校との円滑な接続を図っていきます。

関係課・関係機関と連携し、就学前に家庭で身に付けさせたい事項を提唱する「3つのめばえ」（県教育委員会作成）の周知・啓発を行っていきます。

4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施

【担当課：保育課・社会教育課】

これまでの放課後子ども総合プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、放課後児童対策の取組みをさらに推進します。

そのため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等を図ります。

また、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とし、向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が国から公表されました。八潮市においても、更なる促進を図っていきます。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

図表 2-1-17 放課後児童クラブの設置数・定員数（箇所/人）（各年4月1日）

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①推計値						
	利用者数（人）	531	654	681	708	708	708
	施設数（か所）	11	12	13	13	13	13
	②確保提供量						
	利用者数（人）	570	610	670	710	710	710
	施設数（か所）	11	12	13	13	13	13
	差異（②-①）						
	利用者数（人）	39	▲44	▲11	2	2	2
	施設数（か所）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

●令和2年度～令和6年度

平成30年度では、公設公営5か所、公設民営4か所、民設民営2か所の合計11か所の学童保育所（定員570人）を開設しており、そのうち521人の登録児童が利用しています。

また、八潮駅周辺における学童保育需要が増加傾向にあり、今後も児童数の増加も見込まれる一方で、北部圏域では、児童数の減少に伴い学童保育需要の低下も見込まれるため、広域的観点から既存学童保育所の見直しを行い、入所児童の安全・安心を確保する必要があります。

こうしたことから、令和2年度以降、毎年の学童保育所入所状況や住環

境整備の進捗状況などを踏まえ、適切な学童保育所の配置を検討するとともに、民間活力の導入を視野に入れ、関係部署と協議しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

図表 2-1-18 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置数・定員数

(箇所/人) (各年4月1日)

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①設置数	0	-	-	2	4	6
	②定員数	0	-	-	480	1,770	3,120

③放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

図表 2-1-19 放課後子ども教室の設置数・定員数 (箇所/人)

(各年4月1日)

		現状	推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 圏 域	①設置数	10	10	10	10	10	10
	②定員数	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

「新・放課後子ども総合プラン」の基本的考え方において、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービスの提供が求められており、八潮市においても適切な指導員の配置を検討していきます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室においては、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、放課後子ども教室に放課後児童クラブが参加し、共通のプログラムを実施できるよう検討していきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」の設置を検討します。

その際、教育委員会と福祉部局が連携を深め、関係各機関との間で共通理解や情報共有を図り、十分に協議を行っていきます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における障がいのある児童の受入れや虐待やいじめを受けた児童等の来所を促進し、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるように関係機関との連携を深めていきます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

平日については、公立が18時30分、民間が19時30分、土曜日は、公立・民間ともに8時～18時30分の開所時間ですが、利用状況等を勘案しながら時間延長を検討していきます。

⑨各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室及び福祉関連部局・団体との間で情報を共有し、地域に根差した居場所づくりを推進していきます。

また、放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等を講じていきます。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【担当課：保育課・子育て支援課・教育総務課】

1) 円滑に実施するための給付方法

「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討し、円滑な実施に努めます。その際には、未移行幼稚園における令和元年9月までの就園奨励費の事務との連続性にも配慮します。

なお、保護者に給付する代わりに、対象となる施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、施設等における資金繰りに支障がないように給付の時期についても配慮します。

2) 県との連携の方策

子ども・子育て支援法において、対象となる施設等の確認や公示、指導監督等の事務の執行や権限の行使に当たっては、県へ必要な協力を要請することができることとされています。このことから、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、必要があるときには、県へ積極的に協力を要請します。



2 ^{ちいき}地域^{ほいく}における^{すいしん}保育サービスの推進

(1) 地域における保育サービスの充実

増加する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを拡充し、待機児童を解消するとともに、多様なニーズに応じた取組みを推進しています。様々な子育てに関する負担の解消を図るための事業を展開していきます。

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	通常保育事業	・保護者の就労又は疾病等により、日中家庭における保育ができない児童を対象に、保護者に代わって保育を行います。	・保育課
2	延長保育事業	・保護者の就労形態等により、長時間保育を必要とする児童に対し、延長保育を実施しています。さらに今後の需要に応じて延長保育の実施箇所を増設するとともに、保育時間についての検討を行います。	・保育課
3	休日保育事業	・就労等で休日に保育を必要とする人に対応するため、休日保育の実施を調査・検討していきます。	・保育課
4	病児・病後児保育事業	・市では、病児・病後児や宿泊を伴う保育、緊急的な一時預かりについて「緊急サポートセンター埼玉」に委託しています。 ・病児・病後児を専用施設で保育できるよう、関係機関と協議しながら整備について調査・検討していきます。	・子育て支援課
5	送迎保育事業	・八潮駅周辺における保育需要が増加傾向にあることから、送迎サービスの拡充について調査・検討していきます。	・保育課

事業名		事業内容	担当課
6	障がい児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・南川崎保育所では、職員の専門性の向上を図りながら、心身の発達に障がいや遅れのあるお子さんのためのクラスでの保育を実施しています。今後、障がいがあっても集団保育が可能な児童に対し、全保育所で保育ができる体制を目指します。また、専門職による個別指導の充実を図ります。 ・また、障がい児保育需要が増加傾向にあることから、障がい児の受入体制や心身障害訓練施設の拡充について検討していきます。 	・保育課
7	保育施設の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修を行い、施設の安全確保を図るとともに、避難訓練・防犯訓練等を実施して安全管理に努めます。 ・経年劣化が進んでいる公立保育所の代替施設整備について、関係部署と協議しながら検討していきます。 	・保育課
8	保育施設の指導監督の実施*	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の認可保育所及び小規模保育事業所について、確認指導・監査を定期的に行っています。また、認可外保育施設についても、『認可外保育施設指導監督基準』に基づく立入検査を定期的に行っています。 ・市が所轄庁となる社会福祉法人が運営する認可保育所は、法人監査と併せ県と合同で施設監査も実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課 ・保育課
9	保育サービスの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスに関し、やしお子育て応援ナビや広報やしお、市のホームページ等での情報提供の充実に努めます。 	・保育課

* : 八潮市は、条例により県から認可外保育施設指導監督権限を移譲されています。

(2) 待機児童の解消

平成29年度から子育て安心プラン実施計画を策定し、待機児童の解消に向けた取組みを行っています。

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	認可保育所等の整備	・ 毎年の保育所の入所状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、保育所等の整備について調査・検討していきます。	・ 子育て支援課 ・ 保育課
2	認可外保育施設の利用	・ 幼児教育・保育の無償化を踏まえ、必要に応じて認可外保育施設、居宅訪問型保育事業の利用も案内します。	・ 保育課
3	企業主導型保育事業との連携	・ 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。「地域枠」は、従業員の子ども以外の子どもを受け入れることから積極的に連携を推進していきます。	・ 保育課 ・ 子育て支援課
4	幼稚園等の預かり保育の充実	・ 「預かり保育」とは、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行うものです。 ・ 幼稚園の預かり保育の更なる充実に向けて、幼稚園運営事業者と協議をしながら調査・検討していきます。	・ 子育て支援課 ・ 保育課 ・ 教育総務課

3 こ子どもがしゅやく主役のかんきょう環境づくり

(1) 親と子の健康を推進する環境づくり

母親と子どもの保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となります。安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てるための家庭や地域の環境づくりを推進していきます。

1) 妊娠期から乳幼児期の相談等の充実

■具体的事業

事業名	事業内容	担当課
1 利用者支援事業（母子保健型）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター内の「にじいろ子育て相談室」で、保健師等の専門職が、妊娠・出産に関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。また、支援プランを策定するとともに、関係機関との連絡調整を実施し、妊娠期から子育て期まで継続した支援に努めます。 ・定期的に従事者研修を行い、資質の向上を図ります。 	・健康増進課
2 各種教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して妊娠期を過ごし、お産に臨めるよう「パパママ学級」や「プレママサロン」を実施します。 ・乳児の健康の保持増進を図るために「離乳食教室」を実施します。 ・安心して地域で子育てをしていけるよう、必要な教室等を検討していきます。 	・健康増進課
3 妊産婦・新生児訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師の専門職が生後2か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などを把握し、助言・指導を行います。 	・健康増進課
4 保健師による個別相談	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師が電話や来所、訪問等により個別相談を行います。 	・健康増進課

2) 乳幼児のすこやかな成長を促す支援

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	各種乳幼児健康診査の実施	・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を引き続き実施します。	・ 健康増進課
2	すこやか相談の実施	・ 発育・発達の経過観察が必要な乳幼児を対象に、小児発達専門医、心理士、言語聴覚士による相談を実施し、必要に応じ医療機関や療育機関に繋いでいきます。	・ 健康増進課
3	各種相談の実施	・ 生後2か月からの乳幼児を対象に、身体計測の他、健康や栄養、育児等について「乳幼児相談」を実施します。 ・ 保健師、栄養士が電話や来所、訪問等により個別相談を実施します。	・ 健康増進課

3) 子育て中の母親へ寄り添う支援

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	子育てメンタルサロンの充実	・ 子育てに対する不安や困難さを感じている母親同士が交流できる場を作り、グループで子育てや困りごとについて語り合うことで、不安を軽減させながら子育てをしていけるよう支援します。	・ 健康増進課
2	ママのこころの相談・講座の実施	・ 母親の精神的な支援として、臨床心理士による個別相談「ママのこころの相談」を実施し、必要な助言を行っていきます。また、心の健康に焦点を当てた「ママのこころの健康講座」を実施します。	・ 健康増進課
3	保健師による個別相談	・ 保健師が電話や来所、訪問等により個別相談に応じ、子育て中の母親に寄り添いながら支援を行います。	・ 健康増進課
4	ホームスタートの実施	・ 未就学児の子どもがいる家庭にボランティアが訪問する、家庭訪問型子育て支援を実施します。 ・ 滞在中は友人のように寄り添いながら傾聴や協働などの活動を行い、親が心の安定を取り戻し、地域へ踏み出していききっかけづくりを支援します。	・ 子育て支援課

(2) 子どもが地域で学べる環境づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境の整備のためには、放課後における居場所の提供とともに、学ぶ意思のある子どもたちが必要な教育の機会を得ることができるよう就学支援等を推進していきます。

1) 就学前教育の充実

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	幼稚園教育の充実	・豊かな人間性を育む幼稚園教育の振興のため、私立幼稚園への助成の充実を検討します。	・教育総務課
2	保育所における幼児教育の充実	・保育所において、豊かな人間性を育むよう、就学前教育を行います。	・保育課

2) 学校教育の充実

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	きめ細かな学校教育の充実	・小中一貫教育や特別支援教育等を行い、確かな学力と豊かな心の育成を図ります。また、教職員の研修等の教育体制を充実させ、指導力の向上を図ります。	・指導課
2	教育相談事業	・さわやか相談員・専任教育相談員による相談を行い、児童・生徒のいじめ、不登校への対応を行います。また、不登校対策協議会の実施やスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーと連携を密にし、関係機関との連携を図ります。	・指導課

3) 学童保育所の充実

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。 ・学童保育指導員のスキルの向上や施設環境を向上させ事業の充実を図ります。 	・ 保育課
2	学童保育所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の学童保育所の入所状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援課 ・ 保育課
3	障がい児受入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活が可能な障がい児についての受入れを実施していきます。 	・ 保育課
4	障がい児受入れする学童保育所への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の受入れを行っている放課後児童クラブへの助成を実施していきます。 	・ 保育課

(3) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策

児童虐待やDVなどの家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性等を保護する支援や児童虐待防止のための啓発、貧困の状況にある子ども、外国人家庭等への支援を図っていきます。

1) 児童虐待防止対策

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	児童相談業務体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉・学校等関係機関との連携を図り、虐待に関する相談体制を充実していきます。 	・ 子育て支援課
2	要保護児童対策地域協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童及びその家庭への適切な支援を図るため、児童相談所や警察、保健所などの関係機関で構成された「八潮市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。 ・八潮市要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職に対する研修を実施しスキルを強化します。また、警察及び児童相談所などの関係機関との連携を密にし、八潮市要保護児童対策地域協議会の更なる充実を図ります。 	・ 子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
3	児童虐待防止のための広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。児童虐待問題に対する理解を市民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、広報・啓発に取り組んでいきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課
4	家庭児童相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種子育ての相談に対応するため、家庭児童相談員、保健師等を配置し、児童相談所等と連携して相談体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課

2) 母子家庭等の自立支援

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	助産・母子生活支援施設の支援	<ul style="list-style-type: none"> 八潮市助産施設・母子生活支援施設の入所に関する規則に基づき、該当する世帯を支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課

3) 子ども・家庭総合支援

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	子ども家庭総合支援拠点の整備【新規事業】	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務化されました。 子ども家庭総合支援拠点は、児童虐待防止対策として、特に要保護児童等への支援業務の強化を図るもので、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、親子関係、家庭環境などの実情の把握や子どもやその家庭が自主的に活用できるよう地域の実情や社会資源等に関する情報の提供、一般的な子育て相談から虐待等に関する相談、子どもとその家庭の状況や要保護児童や特定妊婦に至った経緯などの調査、電話や面接などによる助言・指導、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等の関係機関との連絡調整などを保健師、社会福祉士等の有資格者が一体的に行う仕組みであり、その拠点の整備について検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
2	里親制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所が家庭への相談支援を行っていますが、一時保護などの緊急対応と比べて里親委託の取組みは、あまり知られていません。里親制度の理念や仕組みが理解できるよう、やしお子育て応援ナビや広報やしお、市のホームページなどで広報・啓発に取り組んでいきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課
3	配偶者暴力相談支援センターとの連携・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの前で、DVを行うことは児童虐待にあたります。（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条第1項第4号）このことから、配偶者暴力相談支援センターと連携し、DV防止を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課 ・人権・男女共同参画課
4	養育支援訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果などから養育の支援が特に必要な家庭等に対して保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施する事業です。 ・平成30年度からNPO法人に業務委託により事業を実施していますが、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため設置された「八潮市要保護児童対策地域協議会」との連携の強化や訪問支援者研修の実施によりスキルを向上させるなど、更なる事業の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課



4) 子どもの貧困対策

貧困の状況にある子どもを支援する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえて、様々な「子どもの貧困対策」について、関係各課と連携し貧困対策を推進していきます。

貧困の状況下で育った子どもが大人になっても貧困の状況から抜け出せず、更にもその次の世代にも引き継がれてしまうという、いわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

「今」だけではなく、「未来」までみつめた官公民連携によるプロジェクト、それが子どもの未来応援プロジェクトです。貧困の状況下にある子どもに必要な支援が届くことを目指していきます。

■ 具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	子どもの貧困の実態調査の実施 【新規事業】	・市内の子どもの貧困の状況を把握するため、子どもの貧困の実態調査の実施について調査・検討していきます。	・子育て支援課
2	子どもの居場所づくりの支援 【新規事業】	・子どもの居場所づくりに取り組みたい方々への情報提供、子どもの居場所の実施における周知などの支援を実施していきます。	・子育て支援課
3	学習の支援	・子どもの学習支援をはじめ、日常的生活習慣、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行っていきます。	・社会福祉課
4	就学援助の実施	・経済的理由により就学困難な小・中学生を支援するため、就学援助事業を行っていきます。	・教育総務課

5) 外国人家庭等への支援

子ども又は親が、外国人又は帰国子女であるなどの場合には、言葉、文化等の違いから子育てに不安やとまどいを感じる人もいます。市内で生活する外国人等は増加傾向にあることから、外国人家庭等への支援を充実し、子育てへの不安等の解消を図っていきます。

■ 具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	多言語における子育て情報の提供	・外国人家庭等における子育て支援制度への理解を深めるため、多言語における子育て情報の提供について、調査・検討していきます。	・子育て支援課
2	保育所等における入所時等の外国人等家庭への配慮	・外国人等の子どもが保育所等に入所時の面接及び保育所等での保育などの際に、言葉、文化等の違いに配慮した対応を実施します。	・保育課
3	就学の支援・手続き	・外国人等の子どもが小・中学校に円滑に就学できるよう相談・助言などの支援・手続きを行います。	・学務課
4	学習の支援	・外国人等の子どもが小・中学校に入学・転入・編入したときの言葉の違いや学習への戸惑い等に配慮するために、日本語指導や学習の支援を行っていきます。	・指導課



4 保護者ほごしやの子育てこそだを支援する環境しえんづくりかんきょう

(1) 子育て支援体制の充実

1) 地域子育て支援拠点等の充実

市では、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安感などを緩和するため、地域子育て支援拠点事業として、子育て親子が気軽に集える場所として、「子育てひろば」を開催しています。

概ね3歳未満の児童と保護者の子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でお互いに語り合い、相互に交流するための場所です。

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	子育てひろばの推進	・子育て親子が気軽に集える場所で、地域の子育て中の保護者の不安感などを緩和するため、各ひろばにおける事業の充実を推進していきます。	・子育て支援課

2) 幼保一体型の推進

教育・保育の一体的な提供の推進については、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備します。

教育・保育機能については、幼稚園・保育所・小学校間の交流を幼稚園・保育所に入所している5歳児について引き続き実施していくとともに、3・4歳児からの交流の実施についても検討していきながら、子育てに関する相談活動など地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

施設整備については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情や施設の状況等を踏まえ、幼保連携型認定こども園の整備について、推進していきます。

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	幼保連携型認定こども園の整備	・身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情や施設の状況等を踏まえ、幼保連携型認定こども園の整備について幼稚園運営事業者と協議しながら調査・検討していきます。	・子育て支援課 ・保育課

3) やしお子ども週末活動の推進

八潮市子ども週末活動推進事業として、やしお子ども土曜広場を実施し、子どもの週末活動を支援します。

■具体的事業

事業名	事業内容	担当課
1 子ども週末活動推進事業「やしお子ども土曜広場」	・やしお子ども週末活動実行委員会を組織し、会議を開催するとともに、小学校の校庭や体育館を、主に第1、第3土曜日の午前中に子どもの居場所として開放し、子どもの週末活動を引き続き支援していきます。	・社会教育課

(2) 家庭の子育てを応援する体制強化

働いている、いないにかかわらず、全ての子育て家庭が安心して子育てをするために必要な支援を行っていきます。

経済面、環境面など個別の家庭の多様なニーズに対して、的確な支援が行き届くよう、地域の子育て支援の充実を図っていきます。

1) 経済的支援の充実

■具体的事業

事業名	事業内容	担当課
1 児童手当支給事業	・中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方を対象に、児童の年齢区分に基づき児童手当を支給します。	・子育て支援課
2 こども医療費支給事業	・安心して子どもを産み育てる環境整備の一環として、子どもの健やかな成長の支援と、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、中学3年生までの子どもの医療費を全額助成しています。	・子育て支援課
3 児童扶養手当支給事業	・父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給されます。	・子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
4	ひとり親家庭等医療費給付事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭や父子家庭又は親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給されます。 	・子育て支援課
5	母子家庭自立支援教育訓練給付費・高等職業訓練促進給付費支給事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して自立の促進を図るため、就業に必要な資格を取得するための費用を助成します。 また、母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業に結び付きやすい専門的な資格を取得するために養成機関に1年以上通学する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、受講期間のうち一定期間について母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給します。 	・子育て支援課
6	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸与（県事業）	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん、並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする県の制度です。 	・子育て支援課
7	誕生祝金支給事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの誕生を祝い、健全な育成を支援することにより、子どもを生み育てる世帯が安心して住み続けられる環境をつくっていくため、誕生祝金を支給します。 	・子育て支援課
8	母乳育児支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの誕生を祝うとともに、母乳育児支援により、出産後の母親の育児不安の軽減や子どもの健全育成を図るため、医療機関または助産院における「乳房マッサージ及び授乳指導（乳房ケア）」に係る費用を給付します。 	・子育て支援課
9	パパ・ママ応援ショップ事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭に配布している「優待カード」若しくはパパ・ママ応援ショップスマートフォンアプリの「優待カード」画面を協賛店舗等で提示すると、お店が定めた特典（サービス）を受けることができます。 八潮市は、県と共同で、協賛店舗による子育て家庭を対象としたこの優待制度を実施していきます。 	・子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
10	サンキューチケット事業（県事業）	<ul style="list-style-type: none"> 県では、多子世帯の育児に係る負担を軽減するため、育児サービスなどに利用できるチケットの申請を受け付けています。令和元年度から5万円分のチケット（既に交付を受けた方は残額分のチケット）を一括で配布する制度に変わっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課

2) 子育てを支援する環境の整備

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	赤ちゃんの駅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の家庭が外出中に授乳やおむつ替えをしたい時、立ち寄ることができます。多目的トイレなどにおむつ交換台及びベビーチェアなどを設置するとともに、授乳できる場所を提供しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課
2	子育て応援ガイド	<ul style="list-style-type: none"> これから子育てをする方や子育てをしている方を対象に各種制度や施設などを紹介しています。市のホームページからダウンロードすることもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課
3	やしお子育て応援ナビ	<ul style="list-style-type: none"> 市内のさまざまな子育て支援サービスについてパソコン、携帯電話、スマートフォンから検索・閲覧ができる子育て応援Webサイト及びアプリとして「やしお子育て応援ナビ」を運用しています。 主な機能として、年齢別、目的別検索やお知らせ機能、予防接種・健診スケジュール等を活用することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課

5 しゃかいぜんたい こそだ しえん かんきょう 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(1) 地域で協働して子どもの社会性の向上と成長を図る

全ての子どもが学ぶべき社会性を身に着けるため、ほかの子どもと社会性を比較するのではなく、誰とでも友達になり、個々人を信頼し、相互が学ぶことで身に付けられるよう支援をしていきます。

1) 子どもの社会性の向上

■具体的事業

事業名	事業内容	担当課
1 児童館事業の充実	・地域の児童の健全育成を図るため、児童館における事業の充実を図ります。	・子育て支援課
2 児童センター（児童館）の整備 【新規事業】	・児童に健全な遊びの指導をするための遊戯室や学習、読書ができる図書室、相談室、集会室のほか、運動を通して体力増進を図る機能を有した児童センターの整備について調査・検討していきます。	・子育て支援課
3 都市公園施設（遊具等）の適正な維持管理	・子どもの遊びや学びの場等の機能を有する都市公園については、安全に安心して利用ができるように、遊具等を計画的に改修するとともに、新たな遊具等の設置についても調査・検討していきます。	・公園みどり課
4 子ども週末活動等の支援	・やしお子ども週末活動実行委員会を組織し、市内の小中学校区において、週末等に小学校の施設を活用して、引き続き実施していきます。その際、PTA関係者や地域の方々の参画を得て、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	・社会教育課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

1) 仕事と家庭の両立支援

■具体的事業

事業名	事業内容	担当課
1 意識改革及び企業等への啓発	・全ての人が多様な働き方を選択できるようにし、働き方の見直しを進めるため、企業及び労働者の意識改革を促進します。	・人権・男女共同参画課 ・商工観光課
2 子育てしやすい就業環境づくりの促進	・リーフレットの配布等により家庭生活と職業生活の両立に向けた情報提供や啓発を行います。	・商工観光課
3 妊娠中の女性労働者等への支援	・妊娠中やこれから子どもを生みたいと考えている女性労働者にとって、働きやすい職場環境となるよう就業支援についての啓発を行います。	・商工観光課



6 こ あんぜん あんしん みまも かんきょう 子どもの安全・安心を見守る環境づくり

(1) 子どもが安心して過ごせる環境づくり

子育て世帯が安心して子育てと仕事などを両立することができるよう、地域と連携し、子どもが放課後や長期休暇を安心して過ごせる環境を整え、学童保育所や留守家庭の子どもを対象にした放課後子ども教室の実施を推進します。

1) 学童保育所の充実

■ 具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。 学童指導員のスキルの向上や施設環境を向上させ事業の充実を図ります。 	・ 保育課
2	学童保育所の整備	<ul style="list-style-type: none"> 毎年の学童保育所の入所状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課 保育課
3	障がい児受入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> 集団生活が可能な障がい児についての受入れを実施していきます。今後とも、引き続き実施していきます。 	・ 保育課
4	障がい児学童保育所への助成	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の受入れを行っている放課後児童クラブへの助成を実施していきます。今後とも、引き続き実施していきます。 	・ 保育課

2) 放課後子ども教室の推進

■ 具体的事業

	事業名	事業内容	担当課
1	新・放課後子ども総合プランの推進 【新規事業】	・次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めていきます。	・社会教育課 ・保育課



3) 子どもの人権の尊重

子どもの人権を尊重し、子どもを保護の対象としてだけではなく、権利の主体として捉えようという観点から、子どもの権利について大人の理解を促進し、人権相談等の周知等の環境づくりを進めるとともに、子ども自身の理解を図る取組みを進めています。

■具体的事業

事業名		事業内容	担当課
1	人権相談事業の推進	・子ども人権110番やSOSミニレターなどの媒体を通じて人権擁護委員による子どもが相談できる場の提供に努めます。	・人権・男女共同参画課
2	人権教育の推進	・子どもの保護と基本的人権の尊重を促進するため、家庭、学校、地域の連携により、人権教育の充実を図ります。	・社会教育課 ・指導課
3	八潮市子ども憲章を意識した取組みの推進	・市制施行30周年を記念して制定された「八潮市子ども憲章」の普及・啓発を図り、八潮市に生まれ育つ子どもたちの心身ともに健やかな成長を支援していきます。 ・平成27年9月に「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」通称「いじめゼロ条例」が施行されたことを機に、毎年9月1日から9月30日までを「いじめゼロ教化月間」とし、市内全小中学校において、いじめゼロに向けた取組みを推進しています。また、市においてもホームページや広報誌などを活用し、普及・啓発を図っています。	・指導課

【八潮市子ども憲章】

水と緑に恵まれた八潮市に生きる私たちは、輝かしい未来と無限の可能性に向かい健やかに成長していくことを誓い、ここに「八潮市子ども憲章」を定めます。

健康・命 わたしたちは、ひとつしかない尊い命を大切にし、明るく健康な生活をします。

思いやり わたしたちは、いつも友だちや周囲の人に対する思いやりの心と感謝の心を持ち続けます。

家族 わたしたちは、かけがえのない家族を大切にし、協力しあい助け合います。

夢・希望 わたしたちは、大きな夢や希望を持ち、自ら進んで自分の道を切り開いていきます。

環境 わたしたちは、このまちの豊かな自然を大切にし、環境にやさしい生活をします。

だい しょう けいかく すいしんたいせい
第2章 計画の推進体制

1 ^{けいかく すいしん}
計画の推進

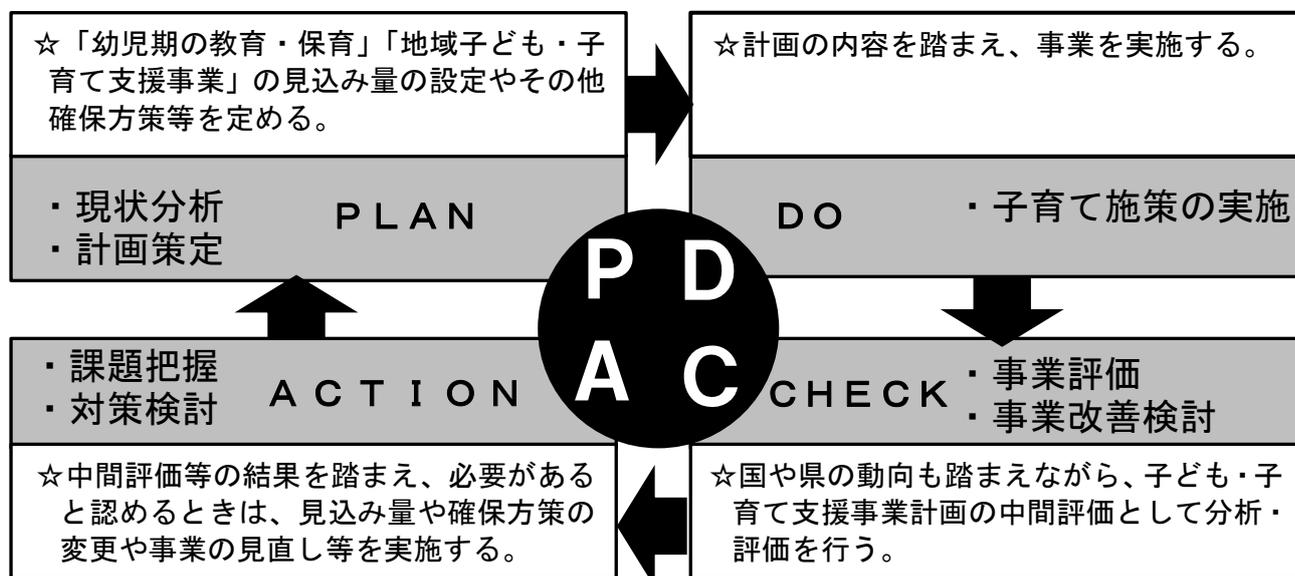
計画策定に携わる行政関係部署を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども、子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 ^{けいかく しんこうかんり}
計画の進行管理

計画の進行管理に当たってはPDCAサイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

点検・評価のプロセス（PDCA）





資料編

しりょうへん
資料編1 こ 子ども・こそだ 子育て^{しえんほう}支援法の^{ばっすい}抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

令和元年五月十七日公布（令和元年法律第七号）改正

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業

を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定制教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 ようごかいせつ
用語解説**<あ行>****赤ちゃんの駅**

誰でも自由におむつ替えや授乳を行うことのできるスペースの愛称。

M字カーブ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。

<か行>**学習障がい（LD）**

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。

学童保育：放課後児童クラブ

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、国が施設の整備費及び運営費の助成を行う。

緊急保育

一時預かり事業の一つで、保護者の傷病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事由により保育ができないときのためのもの。

合計特殊出生率

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

子育てコーディネーター

子育ての悩み等の相談の受け付けや保育所・幼稚園等の子育て支援施設・事業の情報提供や専門の機関への紹介などを行うための専門員。専門員は、専門的な知識やノウハウを習得するための研修等の受講者である。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期まで、切れ目なく支援を行う仕組み。八潮市では、利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」の連携により、切れ目のない支援を提供している。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

コーホート変化率法

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

<さ行>

社会的養護

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

小1の壁

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律。

送迎保育事業

送迎バスを利用（有料）し、入所中の保育施設とコビープリスクールやしおステーションとの間の送迎を行うもの。

<た行>

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特別支援学校

身体及び知的障がい等の子どもたちのための学校で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行なうとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした施設。

注意欠陥多動性障がい

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障がい若しくは行動障がいである。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。

＜な行＞

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設。

認可外保育施設

児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けない保育施設であり、平成14年から、設置には児童福祉法第59条の2による届出が必要とされる施設である。

ベビーホテル、事業所内保育所、企業主導型保育事業所、病院内保育所などは、認可外保育所である。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が一体となる「幼保連携認定こども園」、認可幼稚園と認可外保育施設が一体となる「幼稚園型認定こども園」、無認可幼稚園と認可保育所が一体となる「保育所型認定こども園」、無認可幼稚園と認可外保育施設が一体となる「地方裁量型認定こども園」の4つの類型がある。

＜は行＞

パブリックコメント（意見公募手続）

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。

パーミル（‰）

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（％）。

非定型保育

一時預かり事業の一つで、保護者の労働、職業訓練、就労などにより保育できないときのためのもの。

PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

病児・病後児保育事業

病児（病気の回復期に至らない子ども）や病後児（病気の回復期にある子ども）を一時的に預かる事業のこと。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

ホームスタート

未就学児のお子さんがある家庭にボランティアが訪問する、家庭訪問型子育て支援のこと。

訪問を希望する家庭に、週1回2時間程度、無償で訪問します。滞在中は友人のように寄り添いながら、「傾聴（話を聞く）」や「協働（一緒に何かをする）」などの活動を行うことで、親が心の安定を取り戻し、地域へ踏み出していくきっかけづくりを支援する。

<や行>

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される地域協議会。

<ら行>

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リフレッシュ保育

一時預かり事業の一つで、緊急保育又は非定型保育の事由以外及び私的な理由により保育できないときのためのもの。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしている。

3 やしおしこ こそだ しえんしんぎかい
八潮市子ども・子育て支援審議会

(1) 諮問書

八潮子発第202号
令和元年6月27日

八潮市子ども・子育て支援審議会
委員長 堀 正巳 様

八潮市長 大 山 忍

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

八潮市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年条例第38号）第2条の規定に基づき、第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

令和2年1月16日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市子ども・子育て支援審議会
委員長 堀 正 巳

「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」について（答申）

本市の子育て支援の向上を図るため、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」について別添のとおり答申します。

なお、当審議会の意見、要望等は下記のとおりであり、計画の推進にあたってはこれらに十分配慮されるようお願いいたします。

記

- 1 乳幼児期から学齢期まで切れ目のない質の高い子育て支援サービスを提供するため、児童センターや心身障害児訓練施設、地域子育て支援拠点などを含めた子育て支援のための中心的な複合施設の整備を図ってください。
- 2 計画的に認可保育所等を整備し、待機児童対策に努めてください。
また、駅周辺の保育需要が増加傾向にあるため、送迎保育サービスの充実を図ってください。
- 3 経年劣化が進んだ公立保育所の計画的な整備を図ってください。
- 4 保護者の子育てと就労の両立をより支援するため、病児・病後児保育事業の充実に努めてください。
- 5 児童が増加傾向にある八潮駅周辺における学童保育所の計画的な整備を図るとともに、放課後子ども教室との連携を図ってください。
- 6 児童虐待防止対策として、特に要保護児童等への支援業務を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」の整備を図ってください。
- 7 子どもの貧困対策として、「貧困の連鎖」を断ち切り、貧困の状況下にある子どもに必要な支援を実施するため、子どもの貧困の実態調査の実施及び計画的な施策の推進を図ってください。

(3) 八潮市子ども・子育て支援審議会条例

平成25年12月20日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八潮市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する市内の公共的団体等を代表する者
- (5) 公募による市民

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(4) 八潮市子ども・子育て支援審議会委員名簿

No.	条例による選出区分	氏名
1	子ども・子育て支援に関する学識経験者 (2名)	堀 正巳
2		柳田 進也
3	子どもの保護者(3名)	櫻井 浩美
4		戸田 千春
5		青木 令子
6	子ども・子育て支援に関する市内の公共団体等を代表する者(2名)	幸元 千春
7		宇田川 光輝
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者(3名)	杉村 彰洋
9		廣川 淳子
10		内田 照代
11	公募による市民(3名)	佐久間 純子
12		田中 亜希
13		並木 利美子

4	やしおし 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部	ふくし	すいしんほんぶ
---	-----------------------------	-----	---------

(1) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱

平成10年12月7日

市長 決 裁

(設置)

第1条 市民と市民、市民と行政のふれあいを大切にし、健康に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を行う。

- (1) 福祉のまちづくりとして、推進すべき施策に係る基本事項の調整に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、健康福祉部長及び子育て福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長及び部長相当職にある者をもって充てる。

(市長及び関係職員に対する出席)

第4条 市長は必要に応じて推進本部に出席するものとする。

2 本部長は、情報共有を図るため必要があると認めるときは、教育長及び草加八潮消防組合の職員に出席を要請することができる。

(ふれあい福祉推進責任者)

第5条 福祉のまちづくりに関する施策の推進を図り、ふれあい福祉推進員その他職員の指導を行うため、ふれあい福祉推進責任者を置く。

(ふれあい福祉推進員)

第6条 次の事務を行うため、ふれあい福祉推進員を置く。

- (1) 課等における福祉施策の推進に関すること。
- (2) 課等における福祉推進責任者との連絡調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関し、意識の高揚を図ること。

(専門部会)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

(会議)

第8条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 推進本部の副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたと

きは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、健康福祉部の所管する議事のあるときは健康福祉部社会福祉課において、子育て福祉部の所管する議事のあるときは子育て福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年1月4日から施行する。

2 八潮市高齢化社会対策推進本部設置要綱（平成3年8月21日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成11年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日市長決裁）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部構成員名簿

No.	区 分	職 名	氏名
1	本 部 長	副市長	宇田川 浩司
2	副本部長	健康福祉部長	香山 庸子
3	副本部長	子育て福祉部長	遠藤 忠義
4	本 部 員	企画財政部長	前田 秀明
5	本 部 員	企画財政部理事	柳澤 徹
6	本 部 員	総務部長	會田 喜一郎
7	本 部 員	生活安全部長	武内 清和
8	本 部 員	市民活力推進部長	鈴木 圭介
9	本 部 員	建設部長	荒川 俊
10	本 部 員	都市デザイン部長	中村 史朗
11	本 部 員	会計管理者	宮下 泰朗
12	本 部 員	水道部長	大山 敏
13	本 部 員	議会事務局長	峯岸 恒元
14	本 部 員	監査委員事務局長	晝間 徳浩
15	本 部 員	教育総務部長	荒浪 淳
16	本 部 員	学校教育部長	井上 正人

だい きやしおしこ こそだ しえんじぎょうけいかくけんとうせんもんぶかい
5 第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画検討専門部会

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画検討専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)について調査及び研究を行い、総合的な計画策定に関する事項を検討する。

(構成)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び担当する計画の部会員をもって組織する。

2 部会長は子育て福祉部副部長をもって充て、副部会長は、子育て支援課長とし、部会員は別表1のとおりとする。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(関係者の協力)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の協力を要請することができる。

(任期)

第5条 専門部会の構成員の任期は、事業計画策定の日までとする。ただし、異動等による補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第6条 専門部会の検討結果は、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部の本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、子育て福祉部子育て支援課において処理する。

附 則 (令和元年6月11日本部長決裁)

この要領は、本部長の決裁のあった日から施行する。

別表1

No.	区分	職	氏名
1	部会長	子育て福祉部副部長	小林 健一
2	副部会長	子育て支援課長	千葉 靖志
3	部会員	政策担当主幹	保坂 航平
4	部会員	企画経営課長	井上 淳子
5	部会員	人権・男女共同参画課長	倉林 昌也
6	部会員	財政課長	長嶋 雄二
7	部会員	アセットマネジメント推進課 主幹	佐久間 睦
8	部会員	社会福祉課長	鈴木 浩
9	部会員	健康増進課長	大出 久美子
10	部会員	保育課長	小林 淳一
11	部会員	古新田保育所長	矢部 清美
12	部会員	障がい福祉課長	萩野 範之
13	部会員	商工観光課長	山内 修
14	部会員	公園みどり課長	小倉 達也
15	部会員	教育総務課長	関根 宏夫
16	部会員	社会教育課長	井上 隆雄
17	部会員	指導課長	五味 理絵子

だい きやしおしこ こそだ しえんじぎょうけいかくさくていけい
6 第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

年月日	事 項
平成31年 3月～4月	第2期八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
令和元年 5月～6月	第2期八潮市子ども・子育て支援事業ニーズ調査の集計・分析
令和元年 6月	令和元年度 第1回ふれあい福祉推進本部開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会の設置 ・ 計画の概要説明 ・ 策定スケジュール ・ ニーズ調査について（結果報告は完成後配布）
令和元年 6月	令和元年度 第1回計画検討専門部会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要説明 ・ 策定スケジュール ・ ニーズ調査結果報告
令和元年 7月	令和元年度 第1回子ども・子育て支援審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 計画の概要説明 ・ 策定スケジュール ・ ニーズ調査結果報告
令和元年 8月	令和元年度 第2回計画検討専門部会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案①
令和元年 8月	令和元年度 第2回子ども・子育て支援審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案①
令和元年 9月	令和元年度 第2回ふれあい福祉推進本部開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案①
令和元年 9月	令和元年度 第3回計画検討専門部会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案②
令和元年 10月	令和元年度 第3回子ども・子育て支援審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案②
令和元年 10月	令和元年度 第3回ふれあい福祉推進本部開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案②

年月日	事 項
令和元年 11月 ～12月	パブリックコメントの実施
令和元年 12月	令和元年度 第4回計画検討専門部会開催 ・計画案
令和2年 1月	令和元年度 第4回子ども・子育て支援審議会開催 ・計画案に対する答申 ・計画（概要版）案
令和2年 1月	令和元年度 第4回ふれあい福祉推進本部開催 ・計画案 ・計画（概要版）案
令和2年 2月	計画案について県協議・県回答
令和2年 3月	計画決定（市長決裁）

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

発行日 令和2年3月
発行者 八潮市子育て福祉部子育て支援課
住 所 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
T E L 048-996-2111（代表） F A X 048-999-8105
U R L <http://www.city.yashio.lg.jp/>



第2期 八潮市
子ども・子育て支援事業計画

